

かながわ知的財産活用指針

平成30年4月

目次

はじめに	1
第1章 基本目標と基本的な方向	
1 基本目標	4
2 基本的な方向	4
第2章 各主体が担う役割	
1 産業界（企業、生産者等）が担う役割	5
2 大学・研究機関が担う役割	5
3 関係機関（日本弁理士会、発明協会、TLO、商工会・商工会議所、インキュベーター、金融機関、ファンド等）が担う役割	6
4 県・県立産技総研が担う役割	6
第3章 県・県立産技総研の取組み	
1 研究開発の強化、技術創出の促進【知的財産の創造】	8
2 創出した技術の保護【知的財産の保護】	9
3 創出した技術の活用【知的財産の活用】	9
4 地域資源の活用、ブランド化支援【知的財産の活用（高付加価値化）】	12
5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備	16
<附属資料>	17

■ はじめに

【改定の趣旨】

知的財産は、経済のエンジンを回すための重要なツールであり、本県の科学技術政策の成果を地域経済の発展と県民生活の質の向上につなげる上でも重要な役割を担っています。

本県では、全国に先駆け科学技術政策に取り組んできており、研究機関・人材等の集積により知財に関する高いポテンシャルがあるという地域の特性を生かし、知的財産を活用した産学公連携促進等による地域の産業・経済の一層の発展や豊かな県民生活の実現を目標に、平成18年7月に「神奈川県知的財産活用促進指針」を策定しました。

その後、経済のグローバル化による国際競争の激化や、通信技術の発達等による新たな産業の創出といった社会経済情勢の変化がありました。また、国においてもIoTやAIといった技術を社会の変革につなげるための一連の取組みを「Society 5.0」と名付け、強力に推進する新たな動きがあります。こうした情勢の変化に対応し、本県では、「東京圏 国家戦略特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」及び「さがみロボット産業特区」という3つの特区指定を受けるとともに、県の知的財産の推進役であった県産業技術センターと（公財）神奈川県科学技術アカデミーを統合し、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（以下「県立産技総研」という。）を設立する等、様々な行政課題の解決と成長産業の振興を図る新たな取組みを行ってきました。このような状況を踏まえ、このたび「神奈川県知的財産活用促進指針」を改定し、名称を「かながわ知的財産活用指針」（以下「指針」という。）に改めました。

なお、知的財産に関する考え方や戦略等は、時代や環境、国の制度等によっても大きく変化するものであり、必要に応じた不断の見直しが求められますが、本指針は、現在の状況を踏まえた本県における知的財産に関する基本的な考え方を示したものです。

【知的財産とは】

「知的財産」とは、人間の創造的活動によって生み出される「価値のある情報（形のないもの）」のことで（知的財産基本法第2条）。一般的に知的財産というと大企業によるヒット商品や研究者による著名な発明等を思い浮かべるかもしれませんが、そうしたものだけではなく、日常生活を便利にしたり、豊かにしたりしようとする工夫やアイデア、企業における営業上のノウハウやデータ等の有益な情報等も知的財産であり、常に私たちの身近に存在するものと言えます。

知的財産は経済的、文化的な価値があるものですが、形がないものであるため、模倣や盗用等の侵害がされやすく、また、経済のグローバル化や情報通信技術の発達に伴い、国境を越えて世界中で侵害され得てしまいます。知的財産を他者の侵害から守るために、法令により保護し、権利化したものを「知的財産権」といい、特許権（特許法）や商標権（商標法）、著作権（著作権法）等があります。知的財産を法令で守ることは、知的財産を創造する人、した人へのインセンティブになり、活発な経済的、文化的活動を促進するほか、模倣品による品質の低下等の抑止にもなるため、私たちの生活を安定化させることにもつながります。

知的財産は、身近なものであり、私たちの生活を豊かにしてくれる大変重要なものです。

【地方公共団体に求められる責務】

企業、大学、研究機関、個人、行政等、様々な主体による創造的活動を促進し、その結果として得られた知的財産を適切に保護し、有効に活用することで得られた資本を新たな知的財産の創造に投入する、という「知的創造サイクル」の好循環をつくり出すことが求められています。そこで、知的財産基本法において、「国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務が明記されました。この責務を果たすために、地方自治体がつなぎ役となり、各主体の役割を踏まえた連携を推進することが求められます。

【国との連携】

地方公共団体が、各地域の特性を生かし独自の知的財産施策を実施している一方、国は毎年策定する「知的財産推進計画」に基づき、様々な知的財産に関する取組み等を展開しています。

知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルを円滑に回すためには、国と地方公共団体とが適切な役割分担をしながら、お互いに連携することが重要です。

【本県における知的財産の状況】

本県の知的財産に関するポテンシャルを見ると、研究所の新規立地件数は全国1位（出典：経済産業省 平成28年上期（1月～6月期）における工場立地動向調査について（速報））、県内居住の研究者・技術者数は全国2位（出典：総務省統計局 平成27年国勢調査抽出速報集計）、自然科学研究所数の立地件数は全国2位（出典：総務省統計局 平成26年経済センサス基礎調査）、特許等出願件数は全国4位（出典：特許庁 特許行政年次報告書2016年版〈統計・資料編〉）、大学発ベンチャー数は全国4位（出典：経済産業省 平成27年度産業技術調査事業（大学発ベンチャーの成長要因施策に関する実態調査））等、全国的に高い水準にあります。

また、イノベーション（※1）創出支援機関である県立産技総研や、農林畜水産や環境、衛生、火山等を研究する7つの県試験研究機関（※2）の活動が充実していることも本県の特性として挙げられます。

こうした知的財産に関する高いポテンシャルは、本県が全国に先駆け科学技術政策に取り組んできた成果でもあり、平成29年にも神奈川県科学技術政策大綱（第6期）を策定し、さらなる科学技術政策の推進を図っています。

このような状況から、本県の知的財産の特性とは、科学技術から生み出されるものであると考え、こうした本県ならではの知的財産の成果を地域社会に還元させることが必要です。

(※1) イノベーション

本指針でいうイノベーションとは、単なる「技術革新」のみを指すものではなく、「新しい社会的価値の創造」を指します。イノベーション創出支援とは、市場において顧客に望まれる技術や製品づくりの支援であり、県内産業と科学技術の振興を図ることにより豊かで質の高い県民生活の実現と地域経済の発展に貢献します。

(※2) 神奈川県の実験研究機関等

本県には、温泉地学研究所、環境科学センター、自然環境保全センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産技術センター、衛生研究所の7つの試験研究機関と、イノベーション創出支援機関である県立産技総研という多様な試験研究機関等（以下「県試等」という。）があります。

県試等は、生活環境の安全確保、農林畜水産物等の品種開発、中小企業に対するものづくり支援等、地域に密着し、県民に開かれた機関として活動しています。県試等は創造的活動の成果を地域経済の活性化と県民生活に結び付けていく上で、重要な役割を担っています。

■ 第1章 基本目標と基本的な方向

1 基本目標

経済のグローバル化による国際競争の激化や、情報通信技術の発達等による新たな産業の創出といった社会経済情勢の変化、人生100歳時代を迎える中、国連が提唱する持続可能な開発目標・SDGsを踏まえ、本県の特性を生かした知的財産を着実に地域社会に還元するため、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標

目標1

神奈川県の特性を生かした知的財産による地域経済の活性化

3つの特区を活用したさらなる科学技術政策の推進や企業・研究機関の集積、県立産技総研が行う産学公金連携等によるイノベーション創出支援等から生み出される神奈川発の知的財産により、地域経済の活性化を目指します。

目標2

神奈川県の特性を生かした知的財産による県民生活の質の向上

農林畜水産や環境、衛生、火山等を研究する7つの県試等により蓄積されたデータや研究成果を県民生活に生かすとともに、戦略的に保護・活用します。

2 基本的な方向

国の知的財産戦略の方向性を踏まえ、基本目標を実現するために、県や産業界、大学・研究機関、日本弁理士会や金融機関等といった知的財産に係る各主体がそれぞれに期待される役割を発揮し、以下のような活動を推進することが必要です。

- ・ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による市場展開の促進
- ・ 大学・研究機関等の技術シーズと産業界の開発ニーズを結び付ける「橋渡し」
- ・ 国際標準化の推進による信頼性の確保と売れる製品づくり
- ・ 知的財産を基にして新サービスやビジネスを展開するベンチャー企業への支援強化
- ・ 資金面のサポートも取り入れた産学公金連携の強化

■ 第2章 各主体が担う役割

知的財産は様々な主体（プレイヤー）により生み出され、活用されています。本県の知的創造サイクルを円滑に回し、地域経済の活性化や県民生活の質の向上を図るためには、各主体が担う役割を果たしながら、各主体が連携することが重要です。

主体：**産業界**、**大学・研究機関**、**関係機関**、**県・県立産技総研**

1 産業界（企業、生産者等）が担う役割

産業界は、地域経済の活性化に密接に係る主体であり、知的財産に着目した役割としては、新たな技術、産業等を積極的に創出すること、そして創出した技術や産業に基づいた商品を市場へ展開するという、知的財産を市場に結び付ける重要な役割を担っています。

また、知的財産を自己で実施するだけでなく、他者への実施を許諾することで産業界全体の活性化を促進するほか、他企業や大学・研究機関等との共同研究や技術移転等により、新たなイノベーション創出にも取り組んでいます。なお、自身の知的財産を製品や営業活動等に利用する場合は、知的財産を権利化し保護するほか、営業秘密やノウハウとして外部に公開しないで利用するといった方法等が考えられます。

産業界において、新たなイノベーション創出や地域経済の活性化を促進するためには、自ら開発した技術等だけではなく、マッチングによる他者の持つ技術等の活用も有効です。また、マッチング効率向上のため、産業界のニーズや、既に保有している技術を公開するといった取組みも期待されます。

さらに、神奈川発の知的財産の競争力を強化するために、市場へ展開した製品や生産物、サービス等について、ユーザーが使いやすいデザインに変更したり、加工したりすることによって高付加価値化を図ることも期待されます。知的財産の高付加価値化を図る上では、ブランド戦略が有効であり、その際にブランドとしての信用やブランドのデザイン等を効果的に保護するためには、商標権や意匠権といった制度を保護の目的から多面的に検討し、利用していくことが重要です。

なお、神奈川県全体の知的創造サイクルを円滑に回すためには、産業界においては、大学・研究機関、金融機関等の関係機関といった各主体と連携しながら新技術の開発や製品化を進めるためのネットワークの構築が重要になります。

2 大学・研究機関が担う役割

大学・研究機関は、知的財産の創造・保護・活用とその社会への還元、そして専門的な人材の育成という役割を担っています。

知的財産の創造においては、産業界では取り組みにくい基礎的な研究、技術革新の進展をリードするような研究等を行い、その成果を技術移転や共同研究、大学発ベンチャー等により産業界に展開するといった取組みを行っています。

また、大学・研究機関での研究成果を基にした応用研究や、産業界への技術移転が安心

して行えるようにするため、研究成果の権利化による保護を行うほか、研究の性質等によっては研究成果を権利化するのではなく、学会等で発表して社会へ還元する場合があります。

大学・研究機関においても、研究成果を社会へ還元するため、各主体との連携が必要ですので、産学公金連携のつなぎ役である県・県立産技総研と協働したネットワークへの参加が重要です。

3 関係機関（日本弁理士会、発明協会、TLO、商工会・商工会議所、インキュベーター、金融機関、ファンド等）が担う役割

日本弁理士会や発明協会、TLO（技術移転機関）等の関係機関は、知的財産を創出する産業界や大学・研究機関等の各主体に対し、知的財産についての専門的見地から支援を行い、知的財産の創造・保護・活用を促進する役割を担っており、知的財産に関する相談や権利化への対応、技術移転、海外展開等に対する様々な支援が期待されます。

商工会・商工会議所やインキュベーター（起業に関する支援を行う事業者）は、産業界と密接に関り、創業や経営に対する支援が期待されます。

金融機関（銀行・信用金庫等）やファンドは、産業界に対する資金面での支援を行い、新たな知的財産の創造を支える役割を担っており、県内企業や生産者のニーズ及び技術等を把握し、有望な技術等に対する融資等が期待されます。

4 県・県立産技総研が担う役割

県・県立産技総研は、県内の知的創造サイクルを円滑に循環させるために、産業界のニーズと大学等の技術をつなぐ、または金融機関やファンド等と産業界をつなぐといった、産学公金連携のつなぎ役としての役割を担います。

また、産業界や県民等のニーズや地域課題に応じた研究開発等を推進するとともに、創造した知的財産を地域社会に還元することや、技術や情報、資金等の提供、評価法の確立、認定制度等を通じて、産業界や大学等の各主体に期待される役割を支援することも求められています。そのため、例えば、3つの特区を活用した成長分野産業の創出と集積による知的財産の市場展開の後押し、県立産技総研による大学・研究機関等の技術シーズと産業界の開発ニーズを結び付ける「橋渡し」の強化や国際標準化に向けた取組み、さらに革新的なアイデアや技術といった知的財産を基にして新しいビジネスを展開するベンチャー企業への支援等に取り組んでいきます。

加えて、国で実施されている知的財産に関する様々な取組みについて、県内市町村とも連携しながら情報提供や支援策の案内等を行うことにより、地域社会と国の取組みをつなげる役割や、国の取組みでカバーできない分野に関して、地域の特色やニーズを反映した取組みで補完する役割も期待されています。

※ 国との連携

国では、近年知的財産を特に重要視しており、毎年策定される「知的財産推進計画」に基づき、様々な取組み等を展開している一方、地方自治体では、地域の特性を生かし独自の知的財産施策を実施しています。知的創造サイクルを円滑に回すためには、国と地方自治体とが適切な役割分担をしながら、お互いに連携することが重要です。

本県では、産業界への知的財産支援の推進体制として「知的所有権センター（本部：県立産技総研、支部：県立川崎図書館、（一社）神奈川県発明協会）」という体制を取っており、国や日本弁理士会等の関係団体等と連携して知的財産に関する相談窓口の設置やセミナー、マッチングイベント等のサービスを提供しています。

■ 第3章 県・県立産技総研の取組み

1 研究開発の強化、技術創出の促進【知的財産の創造】

(1) 科学技術政策大綱に基づく科学技術活動の展開

各主体と協力しながら、科学技術政策大綱（第6期）に基づき、「経済のエンジンを回す」科学技術活動の展開を推進します。

(2) 産業界、大学・研究機関の研究開発支援

新技術や新製品の研究開発を促進するためには、産業界のニーズと大学・研究機関の知識を結び付ける「橋渡し」が非常に重要です。

県立産技総研では、新技術や新製品の開発を促進するために、大学・研究機関の有望な研究シーズを企業等への技術移転につなげるプロジェクト研究（研究数 12 件／平成 29 年度）の実施や、中小企業等の開発ニーズを基に研究テーマの設定をし、事業化促進研究（研究数 8 件／平成 29 年度）を行うことにより、大学・研究機関の研究シーズと中小企業等の開発ニーズの双方向から「橋渡し」を推進します。

また、革新的なアイデアや技術といった知的財産を基にして、新しいサービスやビジネスを展開するベンチャー企業は、神奈川発のイノベーション創出のために重要な役割を担っており、金融機関、ファンド等との連携による支援等、ベンチャー企業に対する支援をさらに強化します。

○ ベンチャー企業への支援強化

本県では、ライフサイエンス等の成長分野や、社会的課題の解決に取り組む分野において、質の高いベンチャー企業の創出を促進するとともに、各々の事業ステージやニーズに応じた成長支援を実施します。

<ベンチャー企業の創出促進>

潜在的起業家等を掘り起こし起業への関心を喚起するため、事業化の可能性のある技術を有する者や地域課題の解決に関心がある者、また、培った知識等を活かしたいと考えるシニア層を対象とした起業啓発セミナーを開催します。

併せて、ベンチャー企業創出やシニア層による起業の可能性を広く周知することを目的に、ビジネスプランコンテストを開催します。

<事業ステージに応じた成長支援>

事業の拡大に向け、ベンチャー企業が共通して直面する資金調達や認知度向上等の経営課題をテーマに、各分野のプロフェッショナルによる連続講座を実施するとともに、高い技術力を有するベンチャー企業等に対し、個別のニーズに応じた集中支援を行うといったアクセラレーションプログラムを実施します。

また、高い成長が期待されるライフサイエンス・エネルギー・IT分野等において、事業化に取り組むベンチャー企業に対し開発経費等の一部補助を行います。

(3) 県試等による研究開発

県試等による地域ニーズや研究シーズに基づいた研究開発の推進により、新たな知的財産の創出を促進します。また、大学や企業等との共同研究により地域課題の解決や地域経済の活性化を図ります。

2 創出した技術の保護【知的財産の保護】

(1) 産業界の知的財産の保護に対する支援

県内企業等が生み出した知的財産を、各自の戦略や知的財産の性質等に応じて適切に権利化するために、知的財産セミナーや相談会を開催するほか、秘密保持契約や共同研究開発契約等の各種契約のアドバイスや提案等の支援を行います。

(2) 県試等の知的財産の保護

県試等の研究成果については、専門的人材の活用等により、知的財産の性質等に応じて戦略的な権利化を行います。

なお、知的財産を権利化し、件数を増やすことが目標ではなく、あくまで研究成果の性質や市場動向、地域ニーズ等を勘案して、権利化の可否やその手法等の適切な判断が重要と考えます。

(3) 権利侵害対策

企業等の知的財産に対する権利侵害への対策については、国が全国の地方自治体に設置する「知的財産総合支援窓口」や、その窓口と連携した支援を実施する県立産技総研等で相談等の支援を実施します。また、県有知的財産の権利侵害に対する対策については、特に登録品種への侵害に関して「農産物知的財産権保護ネットワーク」に加入するとともに、庁内で連携を図り、その対応にあたります。

3 創出した技術の活用【知的財産の活用】

(1) 産業界の研究開発成果の事業化支援

産業界の新たな技術を活用した製品等の円滑な市場への流通・普及のため、商品開発支援や、IoT導入支援等を行います。

また、3つの特区を活用した未病産業、最先端医療関連産業、ロボット産業等といった成長分野産業の創出と集積により、知的財産の市場展開の後押しをします。

○ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による事業化支援

特区とは、国が、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を促進するために、規制改革やその他の施策を重点的に進めることとした、特別な区域で

す。特区では、規制緩和をはじめ、税制・財政・金融上の支援措置を受けることが可能となっており、本県ではこうした支援措置を活用して実証実験やビジネスしやすい環境を整え、未病産業、最先端医療関連産業、ロボット産業といった、成長分野産業の創出と集積を進めています。このような特区での取組みを推進することにより、産業界が持つ知的財産を市場へ展開する後押しをしています。

<東京圏 国家戦略特区>

平成26年5月に県全域が東京圏 国家戦略特区として指定されました。これまで、保険外併用療養の特例や、病床規制に係る医療法の特例といった規制緩和措置を通じて、高度医療提供を実現する取組み等を推進しており、引き続き健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指すヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを特区の活用により更に加速させていきます。

<京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区>

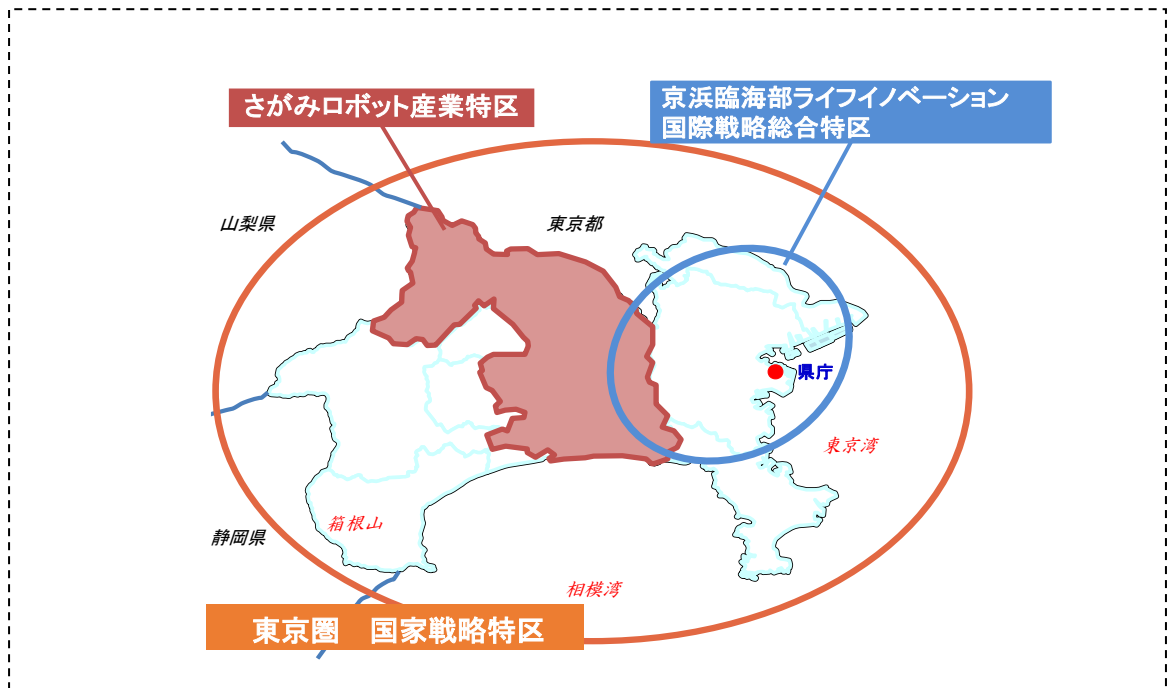
平成23年12月に国から国際戦略総合特区に指定されました。京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、グローバル企業が先導して医薬品・医療機器産業を活性化させ、国際競争力の向上、関連産業や中小企業等への波及効果を引き出し、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組みを推進しています。

本特区においては、神奈川発となる再生・細胞医療の早期実用化・産業化のための中核的支援施設である「ライフイノベーションセンター（LIC）」の早期整備に対し、関係省庁と協力の下、財政上の支援措置を講じたほか、同施設内のベンチャー企業等による再生医療等製品の研究開発等を促進するため、税制上の支援措置等を講じています。

<さがみロボット産業特区>

平成25年2月に国から地域活性化総合特区に指定されました。さがみ縦貫道路沿線地域等（10市2町）を対象地域として、生活支援ロボットの実用化や普及を促進するとともに、ロボットの実証環境の充実に向け、関連企業の集積を進めています（商品化件数（平成25～30年2月末）累計 15件、実証実験件数（平成25～30年2月末）累計 183件）。

また今後は、当初計画における介護・医療、高齢者等への生活支援、災害対応に加え、農林水産（鳥獣対策を含む）、インフラ・建設、交通・流通、観光、犯罪・テロ対策等へ対象分野を拡大し、第2期の計画を実施していきます。



(2) 産業界、大学・研究機関が保有する知的財産活用に対する支援

特許流通コーディネーターによる企業間の技術移転支援や、セミナー、マッチングイベント等の開催のほか、「神奈川版オープンイノベーション」や「神奈川R&D推進協議会」等、県独自の取組みによる大学、大企業、中小企業間の連携を推進し、知的財産の円滑な活用を促進します。

また、本県の大学における豊富な知的財産リソースの活用が地域経済の活性化につながるという観点から、ライフサイエンス等の成長分野における大学発ベンチャーの支援に取り組みます。

○ 神奈川R&Dネットワーク構想に基づくオープンイノベーションの促進

オープンイノベーションとは、新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ることであり、知的財産の創出や市場への展開において非常に重要です。

本県では、世界トップレベルの大企業、技術力のある中小企業、理工系大学、公的試験研究機関の立地・集積を生かし、オープンイノベーションによる産学公技術連携を促進することで、高付加価値型産業の創出を目指す「神奈川R&Dネットワーク構想」を掲げ、この構想を推進するため、県内企業等と県で「神奈川R&D推進協議会」(※)を組織し、取組みを進めています。

(※) 平成30年2月末現在、県と大企業・大学等が23機関参加

<具体的な取組み事例>

- ・ 中小・中堅企業の優れた製品・技術等のマッチングを実施し、技術連携を促進
(神奈川R&D推進協議会のマッチング面談件数 直近3年間(平成26~28年

度) 累計 64件)

- ・ エネルギー、ライフサイエンス、ロボット等の社会的課題や成長分野を対象に研究会活動やフォーラム等を開催(神奈川R&D推進協議会のフォーラム等開催件数 直近3年間(平成26~28年度) 累計 38件)

(3) 国際標準化等への対応

神奈川から生み出された技術の競争力強化のために国際標準化を促進するとともに、その技術を用いた製品の性能や安全性の評価を行う等、県内企業等の製品づくりを支援します。こうした国際標準化等への対応により、県内企業等が国際市場で優位に立てるとともに、さらなる市場拡大につながる等といったメリットがあります。

例えば、県立産技総研では、光触媒や有機薄膜太陽電池、機能性食品(ニュートリゲノミクス評価)、衛生用品(抗菌・抗ウイルス評価)等大きく発展が期待される有望技術の評価法について、国際標準化を進めることで新技術や新製品の信頼性を確保し、中小企業等の売れる製品づくりを支援します。

また、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みとして、県衛生研究所が20年かけて開発してきた発がん性予測試験法「Bhas42細胞形質転換試験法」の応用展開を進めてきており、発がん性予測試験法の国際標準化に向けた取組みを加速していきます。

(4) 県試等の知的財産の活用

県試等の研究成果については、専門的人材の活用等により、知的財産の性質等に応じて戦略的な活用を行います。

なお、県有知的財産の活用は、実施許諾により収入を得ることだけではなく、維持・管理費用や市場動向、地域経済への貢献等、様々な面から総合的に判断し、売却や処分を行うことも活用のひとつと考えます。

(5) 研究開発成果の情報発信

県試等の研究開発成果について、施設公開、イベント、WEB等により積極的な情報発信を行います。また、安全・安心に関する取組み等、県民生活の質の向上につながるような県試等の研究開発成果や蓄積されたデータについては、権利化等により保護するだけではなく、広く県民に公開する等、オープンに利活用することも重要です。なお、情報を公開する際は、閲覧者の誤解を招くことがないよう、分かりやすい公開やレクチャーをする等、留意する必要があります。

4 地域資源の活用、ブランド化支援【知的財産の活用(高付加価値化)】

(1) 産業創出を目的としたブランド化

優れた未病産業関連の商品・サービスを県が「ME-BYO BRAND」として認定することにより、県民の未病改善の取組みを促進するとともに、未病産業の魅力を広め、産業化の牽引を図っていきます。

○ ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

高齢化の進展は、先進国共通の課題であり、中でも、日本は最も高齢化が進んでいます。特に神奈川県は全国でも一、二を争う圧倒的なスピードで進んでいます。

そこで本県では、こうした高齢化の進展という課題の解決を目指し、「未病の改善」と「最先端医療・最新技術の追求」という二つのアプローチから健康寿命の延伸を目指すとともに、最先端の医療の分野を切り拓き、最先端医療関連産業や未病産業等新しいビジネスモデルを生み出す、ヘルスケア・ニューフロンティアを推進します。

こうしたヘルスケア・ニューフロンティアの推進において、重要なコンセプトである「ME-BYO（未病）」を浸透させるために「ME-BYO」の商標権を国内外で取得する等、知的財産の持つポテンシャルを生かしながら様々な取組みを行っています。

<具体的な取組み事例>

- ・ ME-BYO（未病）コンセプトを国内外に広く発信するため、国内と海外で取得している商標「ME-BYO」を、国内外における展示会や広報活動等におけるシンボルとして活用し、未病産業の国内外の展開を後押し
- ・ ビジネスマッチングや国際展開支援等を行う未病産業研究会（会員数：平成29年11月1日現在で507団体）において、会員法人向けに、優れた未病産業関連の商品・サービスを認定する「ME-BYO BRAND（認定数：平成29年9月6日現在で9件）」や、県民の意識・行動変容につながる未病関連商品・サービスの機能・効果等を県内で検証する「神奈川ME-BYOリビングラボ」等を実施
- ・ 最先端の未病関連商品やサービス等、未病産業の最新動向を国内外に向けて発信する展示会「ME-BYO Japan」を開催するとともに、国内外から有識者を招聘し、未病について幅広く議論する国際シンポジウム「ME-BYOサミット」を開催（平成27年度、平成29年度）

(2) 地域資源を活用したブランドの構築

地域資源の高付加価値化により、産業振興や魅力ある地域づくりを促進し地域経済の活性化につなげるため、農林畜水産物等の品種開発や品質向上、県産品のブランド化の推進、6次産業化の支援等を行います。

○ 地域ブランドづくりに向けた取組み

<具体的な取組み事例>

◆新たな品種・血統等の育成

- ・ 農林畜水産物を対象に研究する県試では、地産地消の推進や、県内農林畜水産業の活性化を図るため、消費者の多様なニーズに対応した特色ある新たな品種や血統の育成・普及を推進
- ・ 農業技術センターではカンキツの「湘南ゴールド」やダイコンの「湘白」、トマトの「湘南ポモロン」等の品種を育成
- ・ 畜産技術センターでは県内初となる県産肉用鶏「かながわ鶏」を育成



上品な甘さと、さわやかな香りが特徴の
「湘南ゴールド」



SGL-11b ikkei KKS 2011

「湘南ゴールド」は平成 25 年度にロゴマークの商標権を取得（商標権者：かながわ西湘農業協同組合）



歯ごたえと旨味が特徴の「かながわ鶏」



「かながわ鶏」は平成 29 年度にロゴマークの商標権を取得（商標権者：（一社）神奈川県畜産会）

◆地域資源の高付加価値化に対する支援

- ・ 小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会より、市内観光をしながら食べ歩きができるストリートフードの開発依頼があった。市場で低価格であった小型カマス類を用いて、水産技術センターが骨抜き具の開発と、加工品「北条一本ぬきカマス」を提案し、地元水産加工業の生産支援と、低価格魚の高付加価値化に寄与



中骨抜き具（平成 29 年度末現在、特許出願中（出願人：神奈川県））



北条一本ぬきカマス（中骨抜き具を使ってカマスの中骨を抜いたところ）



北条一本ぬきカマスのフライ

北条一本ぬき

「北条一本ぬき」は平成 27 年度に文字の商標権を取得（商標権者：小田原市）

- ・ 「神奈川県 6 次産業化推進計画」を策定し、それに基づき 6 次産業化支援を推進
- ・ 神奈川県内産農林水産物及びその加工品を「かながわブランド（登録件数：63 品目100登録品（平成30年 3 月 6 日現在））」として、神奈川県のご伝統と風土に培われた名産品（工芸品、加工食品、農林水産品）を「かながわの名産100選（認定件数：工芸品20品目、加工食品45品目、農林水産品35品目（平成30年 3 月末現在））」として認定し、県産品の認知度向上、品質の保証を図る

(3) デザイン支援・ブランド戦略

県内企業等の研究開発成果を市場に展開させるため、技術・デザイン・経営面における企業の自社ブランド確立の総合的支援に取り組みます。

5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

(1) 研究開発拠点の集積促進

知的財産の創造を促進させる拠点整備のため、3つの特区での取組みも活用し、企業誘致を促進します。

○ 殿町（川崎市）を拠点とした最先端医療・最新技術の追求

<具体的な取組み事例>

- ・ 殿町（川崎市）に、再生・細胞医療やロボット及びビックデータ等の異分野融合を展開しながら最先端医療・最新技術の追求を行うイノベーション活動の拠点を構築
- ・ 特に、県と民間とが連携・協働して殿町に整備した「ライフイノベーションセンター（L I C）」を拠点に、再生・細胞医療の産業化等を強力に推進
- ・ さらに、他のインキュベート施設（かわさき新産業創造センター（K B I C）・かながわサイエンスパーク（K S P）・横浜新技術創造館リーディングベンチャープラザ）とも拠点間連携をしながら、産学公連携活動やベンチャー企業支援を実施

(2) 産学公金ネットワークの構築

知的財産の創造・保護・活用のサイクルを円滑に回し、地域経済の活性化や県民の生活の質の向上につなげるため、産業界、大学・研究機関及び金融機関等との連携を図り、ネットワークの構築を進めます。

(3) 知的財産を担う人材の育成

県内企業等の知的財産を担う人材育成のためのセミナーの開催や相談窓口の運営を実施します。また、県有知的財産の戦略的な創造・保護・活用を実施するためには、県職員（特に研究職）に対する知的財産教育が重要となるため、専門家による研修等を行い、県職員の知的財産教育強化を図ります。

< 附 属 资 料 >

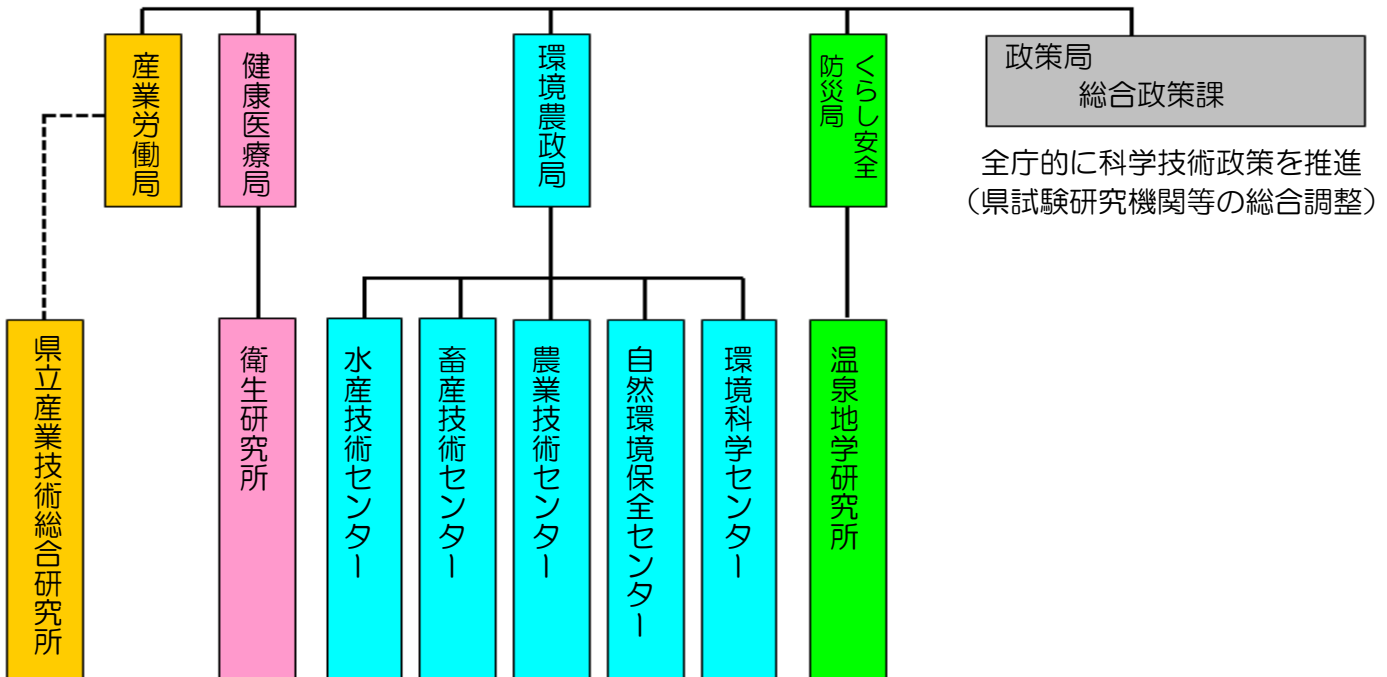
附属資料 目次

■ 関係機関一覧	19
■ 知的財産支援窓口一覧	25
■ 施策例	43
■ 神奈川県 <small>の</small> 県有知的財産 <small>の</small> 活用促進に関する基本的な考え方について	47
■ データ集	49

■ 関係機関一覧（平成30年4月1日現在）

県試験研究機関等

機関名	所在地	電話番号
①温泉地学研究所	小田原市入生田586	0465-23-3588
②環境科学センター	平塚市四之宮1-3-39	0463-24-3311
③自然環境保全センター	厚木市七沢657	046-248-0323
④農業技術センター（本所）	平塚市上吉沢1617	0463-58-0333
横浜川崎地区事務所	横浜市緑区三保町2076	045-934-2374
北相地区事務所	相模原市緑区寸沢嵐620-2	042-685-0203
三浦半島地区事務所	三浦市初声町下宮田3002	046-888-3385
足柄地区事務所 （研究課）	小田原市根府川574-1	0465-29-0506
（普及指導課）	足柄上郡開成町吉田島2489-2 （足柄上合同庁舎内）	0465-83-5111
⑤畜産技術センター	海老名市本郷3750	046-238-4056
⑥水産技術センター（本所）	三浦市三崎町城ヶ島養老子	046-882-2311
内水面試験場	相模原市緑区大島3657	042-763-2007
相模湾試験場	小田原市早川1-2-1	0465-23-8531
⑦衛生研究所	茅ヶ崎市下町屋1-3-1	0467-83-4400
⑧（地独）神奈川県立産業 技術総合研究所	海老名市下今泉705-1	046-236-1500
	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP内	044-819-2030
神奈川県庁	横浜市中区日本大通1	045-210-1111



神奈川県内の国立研究開発法人

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
情報通信研究機構（NICT）	（ワイヤレスネットワーク総合研究センター） 横須賀市光の丘 3-4	046-847-5050
理化学研究所	（横浜キャンパス） 横浜市鶴見区末広町 1-7-22	045-503-9111
宇宙航空研究開発機構（JAXA）	（相模原キャンパス） 相模原市中央区由野台 3-1-1	042-751-3911
海洋研究開発機構（JAMSTEC）	（本部） 横須賀市夏島町2-15	046-866-3811
	（横浜研究所） 横浜市金沢区昭和町3173-25	045-778-3811
森林研究・整備機構	（森林整備センター） 川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 11 階	044-543-2500
	（森林保険センター） 川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル 9階	044-382-3500
水産研究・教育機構	（本部・開発調査センター） 横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟15階	045-227-2600
	（中央水産研究所） 横浜市金沢区福浦2-12-4	045-788-7615
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	（本部） 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー（総合案内 16 階）	044-520-5100
海上・港湾・航空技術研究所	（港湾空港技術研究所） 横須賀市長瀬 3-1-1	046-844-5010

神奈川県内の商工会議所

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
横浜商工会議所	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階	045-671-7400
川崎商工会議所	川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル3階	044-211-4111
相模原商工会議所	相模原市中央区中央 3-12-3	042-753-1315
横須賀商工会議所	横須賀市平成町 2-14-4	046-823-0400
藤沢商工会議所	藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館2階	0466-27-8888
小田原箱根商工会議所	小田原市城内 1-21	0465-23-1811
平塚商工会議所	平塚市松風町 2-10	0463-22-2510
厚木商工会議所	厚木市栄町 1-16-15	046-221-2151
鎌倉商工会議所	鎌倉市御成町 17-29	0467-23-2561
茅ヶ崎商工会議所	茅ヶ崎市新栄町 13-29	0467-58-1111
秦野商工会議所	秦野市平沢 2550-1	0463-81-1355
三浦商工会議所	三浦市三崎 3-12-19	046-881-5111
大和商工会議所	大和市中央 5-1-4	046-263-9111
海老名商工会議所	海老名市めぐみ町 6-2	046-231-5865

神奈川県内の商工会

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
神奈川県商工会連合会	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター10階	045-633-5080
逗子市商工会	逗子市沼間1-5-1	046-873-2774
葉山町商工会	三浦郡葉山町堀内1883-3	046-875-2810
伊勢原市商工会	伊勢原市伊勢原2-7-31	0463-95-3233
大磯町商工会	中郡大磯町大磯927-12	0463-61-0871
二宮町商工会	中郡二宮町二宮1156-4	0463-71-1082
寒川町商工会	高座郡寒川町宮山141-1	0467-75-0185
小田原市橋商工会	小田原市前川391	0465-43-0113
真鶴町商工会	足柄下郡真鶴町真鶴1875-6	0465-68-0033
湯河原町商工会	足柄下郡湯河原町土肥1-7-1	0465-63-0111
座間市商工会	座間市座間2-2887-2	046-251-1040
綾瀬市商工会	綾瀬市深谷中4-6-18	0467-78-0606
愛甲商工会	愛甲郡愛川町角田104-4	046-286-3672
南足柄市商工会	南足柄市関本961	0465-74-1346
足柄上商工会	足柄上郡松田町松田惣領2083-2	0465-83-3211
山北町商工会	足柄上郡山北町山北1889-36	0465-76-3451
城山商工会	相模原市緑区久保沢2-5-1	042-782-3338
津久井商工会	相模原市緑区中野1029	042-784-1744
相模湖商工会	相模原市緑区与瀬896	042-684-3347
藤野商工会	相模原市緑区小淵1689-1	042-687-2138

神奈川県内の経営支援機関・インキュベーター

機 関 名	所 在 地	電話番号
(株) ケイエスピー	川崎市高津区坂戸3-2-1	044-819-2001
(株) さがみはら産業創造センター	相模原市緑区西橋本5-4-21	042-770-9119
(公財) 神奈川産業振興センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター4階	045-633-5200
(公財) 横浜企業経営支援財団	横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階	045-225-3700
(公財) 川崎市産業振興財団	川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館7階	044-548-4152
(公財) 相模原市産業振興財団	相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会館 本館4階	042-759-5600
(公財) 横須賀市産業振興財団	横須賀市本町3-27 ベイスクエアよこすか一番館3階	046-828-1631
(公財) 湘南産業振興財団	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階	0466-21-3811
神奈川県中小企業団体中央会	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階	045-633-5131

※ 県内の大学・短期大学等については、「データ集」に分布図を掲載しています。

知的財産支援窓口一覧（令和5年10月1日現在）

1 総合窓口

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
INPIT 知財総合支援窓口	<p>中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口。全国 47 都道府県に設置。</p> <p>https://chizai-portal.inpit.go.jp/</p> <p>(神奈川窓口)</p> <p>https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kanagawa/</p>	<p>(独)工業所有権情報・研修館</p> <p>INPIT 神奈川県知財総合支援窓口</p> <p>TEL:045-620-4062</p> <p>FAX:045-620-4063</p>
海外展開知財支援窓口	<p>企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する海外知的財産プロデューサーが、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクやその具体的対策、知的財産の権利化、活用に関するアドバイス・提案を無料・秘密厳守で行う。</p> <p>https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/</p>	<p>(独)工業所有権情報・研修館</p> <p>知財活用支援センター</p> <p>海外展開知財支援窓口</p> <p>TEL:03-3581-1101</p> <p>(内線 3823)</p> <p>E-mail:jp-sr01@inpit.go.jp</p>
営業秘密・知財戦略相談窓口	<p>営業秘密の管理手法や営業秘密の漏洩・流出事案、権利化・秘匿化等の知財戦略について経験豊富なアドバイザー・専門家が無料で相談に対応。</p> <p>https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/</p>	<p>(独)工業所有権情報・研修館</p> <p>知財活用支援センター</p> <p>営業秘密・知財戦略相談窓口</p> <p>TEL: 03-3581-1101</p> <p>(内線 3844)</p> <p>E-mail: trade-secret@inpit.go.jp</p>
産学連携・スタートアップ相談窓口	<p>知的財産の視点から、産学連携及びスタートアップにおける知財マネジメントやビジネスモデルプランニング等に関する相談に対し、無料で対応。</p> <p>https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uics_madoguchi/index.html</p>	<p>(独)工業所有権情報・研修館</p> <p>知財戦略部 イノベーション・企画担当</p> <p>TEL: 03-3581-1101</p> <p>(内線 3909)</p> <p>E-mail:jp-sr05@inpit.go.jp</p>

<日本弁理士会>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
知的財産支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産制度の昂揚、普及 ・知的創造活動の奨励とその成果の発掘 ・知的財産権の取得と活用の振興 ・知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談 ・知的財産に関する情報の提供 http://www.jpaa.or.jp/about-us/attached_institution/support/	日本弁理士会知的財産支援センター事務局 TEL:03-3519-2709 FAX:03-3519-2706
常設知的財産相談室	特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が無料で相談に応じる知的財産相談室を常設。 https://jpaa-soudan.jp/	日本弁理士会関東会 相談予約 TEL: 03-3519-2707 相談予約 URL: https://jpaa-soudan.jp/reservation
弁理士紹介制度	企業・個人の方等を対象に、ご自身の知的財産に関する相談内容に応じた弁理士を紹介する制度 https://www.jpaa-kanto.jp/introduce	日本弁理士会関東会 TEL 03-3519-2751

<神奈川県弁護士会>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
神奈川県弁護士会	商標・著作権・特許・意匠・不正競争防止法等に関する法律相談を実施。相談を担当した弁護士と協議の上、事件処理を依頼することも可能。 http://www.kanaben.or.jp/	神奈川県弁護士会 関内法律相談センター TEL:045-211-7700

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
特許流通コーディネーター活動	特許流通コーディネーターを配置して、県内中小企業等による知財・技術の活用や事業化を促進するため、コーディネーター活動、特許流通相談等を行う。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 研究開発部 研究支援課 知財戦略・出資グループ TEL:044-819-2035
知的財産相談	(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の事業である「知財総合支援窓口」の外部窓口として、「知的財産相談」を無料で実施。 https://www.kistec.jp/serviced/ipc-soudan/	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 研究開発部 研究支援課 知財戦略・出資グループ TEL:044-819-2035
知財総合支援相談(旧発明相談)・知的財産相談	(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の事業である「知財総合支援窓口」の外部窓口として、「知財総合支援相談(旧発明相談)」を実施。 また、日本弁理士会関東会との連携により、「知的財産相談」を実施。 https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/kawasaki/chizai-soudan/	神奈川県立川崎図書館 TEL:044-299-7826(カウンター直通)

<横浜市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
知的財産相談	(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の事業である「知財総合支援窓口」の外部窓口として、特許、実用新案、意匠、商標の出願、権利取得、保護、活用についての無料相談。月1回開催。	(公財)横浜企業経営支援財団 TEL:045-225-3733 FAX:045-225-3738
ワンストップ経営相談	横浜市内の中小企業者等の皆様が抱える様々な課題や、創業・新規事業に関する疑問などについての無料相談窓口。知的財産分野については月1回弁理士が相談対応。 https://www.idec.or.jp/business/soudan/onestop.html	(公財)横浜企業経営支援財団 TEL:045-225-3711 FAX:045-225-3738

<相模原市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
ものづくり企業総合支援事業	相模原市内のものづくり企業にアドバイザーやコーディネーターが訪問し、様々な経営課題(特許取得、研究開発、産学連携等)の解決に向けた支援を実施。 https://www.ssz.or.jp/support/monodukuri	相模原市環境経済局産業支援課 TEL:042-707-7154
発明相談(無料)	INPIT((独)工業所有権情報・研修館)の「知財総合支援窓口」と連携した、特許取得の可能性、実用新案、商標登録、特許出願手続侵害への対応等。毎月1回の開催。 https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/50	相模原商工会議所 経営支援課 TEL:042-753-8135 ※事前予約制 お申し込みはホームページより承ります

<茅ヶ崎市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
無料発明相談会	(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の事業である「知財総合支援窓口」の専門家による、特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産権についての相談会。毎月1回開催。 https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1043331/1007060/1043345.html	茅ヶ崎市経済部産業観光課 TEL:0467-81-7144

2 出願等の支援

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
IP ランドスケープ支援事業	企業が「経営」や「事業」の課題を考える際に考慮する市場や事業の情報に加え、企業の強みである「知財」の情報を組合せ、企業が抱える課題に向けた提案を行う。 https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html	(独)工業所有権情報・研修館 知財戦略部 営業秘密管理担当 TEL:03-3581-1101 (内線 3841) E-mail: trade-secret@inpit.go.jp
特許料等の減免制度	個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、出願審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)及び国際出願に係る手数料等の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられる。(審査請求日によって適用される減免制度のページをご覧ください。) https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html	特許庁総務部総務課調整班 TEL:03-3581-1101 (内線 2105)

<日本弁理士会>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
特許出願等援助制度	優れた発明、考案又は意匠の創作及び事業活動の擁護に資することを目的として、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は当該事業活動に使用する商標の商標登録出願及びこれらに関連する手続を行うおうとする者に対して、日本弁理士会が援助する制度。 https://www.jpaa.or.jp/activity/support/assistance/	日本弁理士会知的財産支援センター事務局 電話:03-3519-2709 FAX:03-3519-2706 E-mail: enjoseido@jpaa.or.jp

<横浜市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
知的財産活動助成金	市内中小企業に対し、知的財産権の取得に要する費用、知的財産に関するコンサルティング費用等の一部を助成。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/ip/chizaijyosei.html	横浜市経済局ものづくり支援課 TEL:045-671-3489 FAX:045-664-4867

<鎌倉市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助金	鎌倉市内で製造業、情報通信業及び自然科学研究所を一年以上継続して営む中小企業者等が実施する新製品、新技術に係る特許権、意匠権又は商標権を取得する事業に要する経費の一部を補助。 (補助対象経費の1/2以内(上限30万円)) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/keieikiban.html	鎌倉市市民防災部商工課商工担当 TEL:0467-23-3000 (内線 2355)

<厚木市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
厚木市特許等出願支援補助金	市内中小企業者の新技術、新製品の保護及び研究開発を奨励するため、国内の産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の取得に要する費用の一部を補助。 (補助対象経費の1/2以内(上限10万円)) https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shigoto_sangyo/sangyo/4/1/13115.html	厚木市産業振興課 TEL:046-225-2832 FAX:046-223-7875 E-mail: 3900@city.atsugi.kanagawa.jp

<海老名市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
海老名市中小企業振興支援事業(産業財産権取得事業)	市内中小企業者等が新製品、新技術等に係る特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を取得する際の費用の一部を補助。 (対象経費の1/2(上限10万円)) https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	海老名市商工課 TEL:046-235-4843

<綾瀬市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
綾瀬市中小企業活性化事業補助金(産業財産権取得事業)	市内の中小企業者の新技術、新製品の保護及び研究開発を奨励するため、産業財産権の取得に要する経費の一部を補助。 (対象経費の1/2(上限10万円)) https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/kogyoshinkokigyoyuchika/sangyoshinko/4/3055.html	綾瀬市工業振興企業誘致課 TEL:0467-70-5661

3 海外展開等の支援

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
外国出願補助金	<p>外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、外国出願に要する費用の1/2を助成。</p> <p>https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html</p>	<p>【全国実施機関】 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク TEL:03-3582-5642 E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp</p> <p>【地域実施機関】 (神奈川県) (公財)神奈川産業振興センター TEL:045-633-5126 E-mail:kokusai@kipc.or.jp</p> <p>【制度全般について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)</p>
審査請求補助金	<p>外国特許庁へ審査請求を予定している中小企業者等に対し、その経費の1/2を助成(対象案件に条件あり)。</p> <p>https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_1.html</p>	<p>(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク(中間手続支援事業) TEL:03-3582-5642 E-mail:CHUKAN@jetro.go.jp</p> <p>【制度概要について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)</p>
中間応答補助金	<p>外国へ特許出願を行った案件中、拒絶理由通知を受領し、応答を検討している中小企業者等に対し、その経費の1/2を助成(対象案件に条件あり)。</p> <p>https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_2.html</p>	<p>(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク(中間手続支援事業) TEL:03-3582-5642 E-mail:CHUKAN@jetro.go.jp</p> <p>【制度全般について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)</p>

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
国際評価技術センターとして、研究成果を活用した新技術の性能評価や認証基準に係る取組みの推進	抗菌・抗ウイルス製品の性能評価、食品機能性評価、再生細胞医療に関する評価などライフサイエンス系評価法のほか、太陽電池性能評価法の開発等を進め、県内企業及び衛生研究所等の県試験研究機関と連携し、市場展開を見据えた地域産業支援の強化を図る。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 研究開発部地域イノベーション推進課 TEL:044-819-2034

4 権利侵害対策

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
模倣品対策支援	海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3(上限額:400万円)をジェトロが負担。 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html	【補助金申請先】 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課 TEL:03-3582-5198 E-mail: SHINGAI@jetro.go.jp 【制度全般について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)
冒認商標無効・取消係争支援	海外で現地企業から、不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3(上限額:500万円)を助成。 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html	【補助金申請先】 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課 TEL:03-3582-5198 E-mail: SHINGAI@jetro.go.jp 【制度全般について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)
防衛型侵害対策支援	悪意のある外国企業から冒認出願で取得された権利等に基づき、権利侵害を指摘され「警告状」を受けたり「訴訟」を起こされたりするトラブルに巻き込まれた中小企業等を対象に、抗告措置にかかる費用の2/3(上限額:500万円)を助成。 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html	【補助金申請先】 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課 TEL:03-3582-5198 E-mail: SHINGAI@jetro.go.jp 【制度全般について】 特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)

海外知財訴訟費用保険	<p>中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償。</p> <p>保険料の 1/2 (2年目以降の場合は、保険料の 1/3) を補助。</p> <p>https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html</p>	<p>【保険内容や保険加入について】</p> <p>日本商工会議所 総務部 TEL:03-3283-7832</p> <p>全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課 TEL:03-6206-6264</p> <p>全国中小企業団体中央会 特命担当(保険) TEL:03-3523-4904</p> <p>【制度全般について】</p> <p>特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)</p>
模倣対策マニュアル・知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等	<p>模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を、模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書として取りまとめている。</p> <p>https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html</p>	<p>特許庁総務部国際協力課 海外展開支援戦略班 TEL:03-3581-1101 (内線 2577)</p>

<日本知的財産仲裁センター>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
日本知的財産仲裁センター（知財ひろば）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産に関する調停、仲裁 ・知的財産権の有効性・権利範囲に関する判定 ・JPドメイン名の紛争処理 ・事業適合性判定・貢献度評価 <p>https://www.ip-adr.gr.jp/</p>	<p>日本知的財産仲裁センター 東京本部 事務局 TEL:03-3500-3793 FAX:03-3500-3839 E-mail:info@ip-adr.gr.jp</p>

5 ベンチャー企業への支援

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
IPBASE	スタートアップの知財活用に関わる課題を解決するために、知財に関わる啓蒙活動や、スタートアップと知財の専門家をつなぐプラットフォームづくり、スタートアップが知財について学ぶ為のセミナーやイベントの開催などを展開。 https://ipbase.go.jp/	特許庁総務部企画調査課 スタートアップ支援班 TEL:03-3581-1101 (内線 2152)
面接活用早期審査・スーパー早期審査	ベンチャー企業による実施関連出願について、早期審査のスピードで対応することで特許権の取得へつなげる。 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html	特許庁審査第一部調整課 審査業務管理班 TEL:03-3581-1101 (内線 3106)

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
再生・細胞医療産業化ネットワーク推進事業	「ライフイノベーションセンター」を核とした再生・細胞医療分野の産業集積及び同分野への参画に向けた中小・ベンチャー企業等に対する事業化支援。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531405/index.html http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/saisai.html	神奈川県いのち・未来戦略本部室 最先端医療産業グループ TEL:045-285-0187
イノベーション人材交流拠点事業	3つの起業支援拠点「HATSU鎌倉」、「AGORA Hon-atsugi」、「ARUYO ODAWARA」において起業準備者に対して起業に向けた助言や相談対応を行うとともに、起業の実現を集中的に支援する実践的なプログラムや先輩起業家との交流機会を提供する。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/hatsu/support-program.html	神奈川県産業振興課 新産業振興グループ TEL:045-210-5639
スタートアップ支援事業	起業直後のベンチャー企業を対象に、スキルやマインドを学ぶ講座の開催、個別相談や伴走型の集中支援を行う。 https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0604/startuphub/	神奈川県産業振興課 新産業振興グループ TEL:045-210-5639
成長期ベンチャー交流拠点事業	ベンチャー企業の支援拠点「SHINみなとみらい」を運営し、ベンチャー企業同士の交流を促すとともにベンチャー企業と大企業などによる連携プロジェクトの創出を支援する。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/shin/shinminatomirai.html https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f537611/bak01.html	神奈川県産業振興課 新産業振興グループ TEL:045-210-5639

6 教育・人材育成

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
産業財産権専門官による中小企業の知財活動支援	特許(発明)、実用新案(考案)、意匠(デザイン)、商標(トレードマーク)等に関する制度や知的財産に関する各種支援策について、産業財産権専門官が全国各地の中小企業等に訪問、講師派遣により対応(オンラインも実施)。 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/index.html	特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官 TEL:03-3581-1101 (内線 2340) 関東経済産業局知的財産室 TEL:048-600-0239 E-mail: bzl-kanto-chizai@meti.go.jp
IP ePlat (アイピーイープラットフォーム)	知財をビジネスに活用するための教材を提供するとともに特許情報の提供やINPITの各種窓口とも連携し、より実践的な知財学習、知財人材の育成の機会を提供する。 https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx 【知的財産制度説明会】 【初心者向け】これから学びたい方、企業等において初めて知的財産部門に配属された方を対象。 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai_setumeikai_beginner.html 【実務者向け】知的財産権の業務に携わっている方を対象。 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai_setumeikai_jitsumu.html	【IP ePlat に関する問合せ】 (独)工業所有権情報・研修館 知財人材部電子研修担当 TEL:03-5512-1202 【知的財産制度説明会に関する問合せ】 【初心者向け】 特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官 TEL:03-3581-1101 (内線 2340) 【実務者向け】 特許庁総務部普及支援課 地域調整班 TEL:03-3581-1101 (内線 2107)
パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト	日本の次世代を担う若い高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学生が、自ら考え出した発明又はデザイン(意匠)について応募。優秀なものについては優秀賞(出願支援対象)として表彰するとともに、実際に特許庁への出願を支援することで、特許権又は意匠権の取得までの手続を実体験できる。 ※文部科学省、特許庁、日本弁理士会、(独)工業所有権情報・研修館が主催 https://www.inpit.go.jp/patecon/index.html	(独)工業所有権情報・研修館 知財人材部内 パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局 TEL:03-3581-1101 (内線:3907) FAX:03-5843-7693 E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp

<日本弁理士会関東会>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
セミナーの企画・講師派遣	知的財産権の啓発、理解の促進を図るためのセミナーの実施や講師の派遣を行っている。 https://www.jpaa-kanto.jp/	日本弁理士会関東会 TEL:03-3519-2751 FAX:03-3581-7420
出張授業(知財創造教育)	知的財産に関する専門家である弁理士を小中高等学校等に派遣して、知的財産を理解してもらうための知的財産授業(出張授業)を行っている。 https://ipe.jpaa-kanto.jp/	日本弁理士会関東会知財創造教育授業担当 TEL:03-3519-2751 FAX:03-3581-7420 E-mail: edu-kanto@jpaa.or.jp

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
神奈川工業技術開発大賞表彰事業	県内の中堅・中小企業が開発した優れた技術及び製品を表彰する。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f108/	神奈川県産業振興課 技術開発グループ TEL:045-210-5646 045-210-5640
大学と連携した起業家教育の推進	県内にキャンパスのある14大学と連携して「かながわ起業家教育推進協議会」を設置し、学生を対象に、起業の魅力や可能性の啓発に取り組む。	神奈川県産業振興課 新産業振興グループ TEL:045-210-5639
知的財産セミナー	知的財産権活用の普及・啓発のため、関係各機関と連携し、知的財産セミナーを開催。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 人材育成部教育研修課 TEL:044-819-2033
知財に関する講座等	知的財産権活用の普及・啓発のため、関係各機関と連携し、知的財産セミナーや知財研究会等を開催。	神奈川県立川崎図書館 TEL:044-299-7825(代表)

<川崎市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
かわさき知的財産スクール	知的財産人材の育成を目的に特許戦略、知的財産の基礎知識、特許明細書の読み方等のポイントを分かりやすく解説。	川崎市経済労働局経営支援課 TEL:044-200-2324 (公財)川崎市産業振興財団 新産業振興課 TEL:044-548-4164

7 情報提供

<国>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) による検索システム	J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) により、先行技術文献、他社の知的財産権情報を検索することが可能。 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/	(独)工業所有権情報・研修館 【ヘルプデスク】 TEL:03-3588-2751 E-mail: helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
開放特許情報データベース	インターネット上で、企業・大学・研究機関等の開放特許を一括して検索できる。検索、閲覧、登録は無料。(該当特許を利用する場合は、登録者と契約(有料)が必要。) https://plidb.inpit.go.jp/	開放特許情報データベースサポートセンター TEL:050-3803-1777 FAX:050-3737-9348 E-mail: webmaster@plidb.inpit.go.jp
新興国等知財情報データバンク	アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の各国知的財産制度や公報、統計等の情報へのアクセス方法、模倣被害、訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等をコンテンツとして掲載している。 http://www.globalipdb.inpit.go.jp/	(独)工業所有権情報・研修館 (問合せフォーム) https://www.globalipdb.inpit.go.jp/contact/ E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp
知財金融ポータルサイト	これまで金融機関・地域金融機関関係ベンチャーキャピタルに中小企業等の知的財産を活用したビジネス全体を評価した「知財ビジネス評価書」や中小企業等の知的財産を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を提供。 https://chizai-kinyu.go.jp/	特許庁総務部普及支援課 支援企画班 TEL:03-3581-1101 (内線 2145)
知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」	知財を企業経営に活かすヒントを動画配信し、知財の基本や盲点を分かりやすく紹介している。1本あたり3～5分程度で視聴が可能。 https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/	中国経済産業局 地域経済部産業技術連携課 知的財産室 (中国地域知的財産戦略本部) TEL:082-224-5680
知財活用事例集	知財を活用した事例を紹介(特許庁 HP) https://www.jpo.go.jp/support/example/index.html	(問い合わせは各項目のサイトを参照)

<日本弁理士会関東会>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
日本弁理士会 関東会・知的財 産ナレッジ	知的財産に関して難しいと思われがちな話題を、日本弁理士会関東会の弁理士の監修のもと、なるべく分かりやすく説明をするサイト。 https://media.jpaa-kanto.jp/	日本弁理士会関東会 TEL:03-3519-2751 FAX:03-3581-7420 E-mail: info-kanto@jpaa.or.jp

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
企業の知的財 産活動の支援	知的財産関係資料として、特許等(特許、実用新案、意匠、商標といった産業財産権)に関する図書や雑誌、特許庁が発行する資料等を提供している。また、特許等の商用データベース、知財の創出につながる科学技術関係の雑誌やデータベースも導入している。 https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/find-books/kawasaki/ipr/	神奈川県立川崎図書館 TEL:044-299-7825(代表)

8 その他

<県・県立産技総研>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
橋渡し研究の実施	大学等の研究成果と中小企業等による製品開発を結ぶ「橋渡し」を効果的に行うため、大学等の研究シーズと中小企業等の開発ニーズの双方向から研究開発テーマを公募し、取組みを進める。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部橋渡し支援課 TEL:046-236-1500(代表)
生活支援ロボット等の共同研究開発促進	専門家のコーディネート等により、生活支援ロボットの共同研究開発を促進する「神奈川県版オープンイノベーション」の取組みを実施する。また、特に早期実用化が望まれる分野においては、開発プロジェクトを公募し、更に取組みを推進する。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f430080/p677820.html	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部支援企画課 TEL:046-236-1500(代表) 神奈川県産業振興課 さがみロボット産業特区推進センター TEL:046-236-1577 046-236-1578
経営・技術・金融の総合支援	神奈川県産業振興センター、県信用保証協会、日本政策金融公庫と連携した四者連携により、県内中小企業に対して創業・イノベーション創出を支援する。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 企画部情報戦略課 TEL:046-236-1500(代表)
県内中小企業等に対する製品化・商品化支援	製品化の支援を希望する企業を募集し、審査の上採択された課題について、試作品の性能評価や設備の利用等により開発を支援する。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部支援企画課 TEL:046-236-1500(代表)
県産農産物を活用した製品化・商品化の支援	県産農産物を活用した6次産業化を推進するため、農産加工品の開発や試作品の製造、商品化を支援する。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70030/	神奈川県農業技術センター 企画経営部(研究企画担当) TEL:0463-58-0333 (内線 301、302、303)
IoTに関する開発、検証環境の提供や3Dプリンター等を活用した支援	中小企業のIoT化やデジタル技術の導入を促進するため、IoTに関する開発・検証環境の提供や3Dプリンター等を活用した支援等を行う。	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 情報・生産技術部 TEL:046-236-1500(代表)
ロボット実用化促進事業	生活支援ロボットの実証実験の企画を全国から募集し、採択した企画の実施を支援する「公募型『ロボット実証実験支援事業』」を実施する。	神奈川県産業振興課 さがみロボット産業特区グループ TEL:045-210-5650 045-210-5652

<p>生活支援ロボットのデザイン面から商品化を促進する総合的なものづくり支援</p>	<p>機能と一体となってユーザーに受け入れられる生活支援ロボットのデザインを実現するため、ユーザーによる評価や専門家による助言・指導を受けながら、製品の試作や検証を進め、迅速な商品化を目指す支援を行う。</p>	<p>(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部支援企画課 TEL:046-236-1500(代表)</p>
<p>大学・大企業等から中小企業への技術移転等</p>	<p>神奈川版オープンイノベーション等による、大学・大企業等と中小企業間の技術移転・活用等のコーディネート推進。</p>	<p>(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部支援企画課 TEL:046-236-1500(代表)</p>
<p>オープンイノベーションのための技術連携の促進</p>	<p>大企業と中小企業の技術連携等を促進するため、「Innovation Hub in Ebina」でイベントを開催するなど、技術マッチングにつながる活動を実施する。</p>	<p>(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 企画部情報戦略課 TEL:046-236-1500(代表)</p>
<p>商標権を活用したME-BYO BRAND 認定制度</p>	<p>未病(ME-BYO)の概念普及とブランド化を目的として取得した商標権「ME-BYO」を活用した事業。「グローバルに未病産業をリードするトップランナー」をブランドコンセプトとし、未病産業研究会の会員向けに募集し、有識者で構成される審査会で優れた未病関連商品・サービスを認定する。認定された企業に商標の使用権を許諾し、企業がME-BYOを商品名や広告等に表示する。これにより、未病産業の魅力を企業や県民に広く発信し、産業の創出に繋げることを目的としている。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f531787/p1078097.html</p>	<p>神奈川県いのち・未来戦略本部室 未病産業グループ TEL:045-210-2715</p>
<p>県産品ブランド推進事業</p>	<p>かながわブランド振興協議会(事務局:JA神奈川県中央会)を設立し、組織的な生産体制に基づき、品質、生産量並びに供給体制の向上及び安定を目指す県内産農林水産物及びその加工品を「かながわブランド」として登録している。 https://kanasan-no-hatake.jp/</p>	<p>神奈川県農政課ブランド推進グループ TEL:045-210-4441</p>
<p>技術・デザイン・経営面における県内企業の自社ブランド確立の総合的支援</p>	<p>デザインの導入と活用によって、商品の高付加価値化や競争力強化を図りたい企業に対して、ものづくり技術経営セミナー(商品企画・販売促進講座)の開催や、「売れる商品づくり」の実現に向けた事業構想から商品企画、マーケティング、デザイン開発など、自社ブランドの確立に向けた支援を実施する。</p>	<p>(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部支援企画課 TEL:046-236-1500(代表)</p>

水産業に関する技術指導による支援	水産資源の管理・増殖、水産物の加工利用、漁具や漁法の改良開発、種苗生産技術の開発、水産資源や水域環境の調査など水産業に関する技術的な指導や相談を行う。	神奈川県水産技術センター 企画研究部企画指導課 TEL:046-882-2312
セレクト神奈川NEXT	「セレクト神奈川NEXT」により市場の創出や拡大が見込まれる成長産業の企業等の立地を促進する。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/selectkanagawanext/index.html	神奈川県企業誘致・国際ビジネス課 企業誘致グループ TEL:045-210-5573 045-210-5574

<横浜市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
横浜知財みらい企業支援事業	独自の技術やノウハウ等の知的財産を活かした経営に取り組み、成長を目指す企業を「横浜知財みらい企業」として認定し、出願費用の助成や融資での優遇などの支援を実施。 https://www.idec.or.jp/business/csr/chizaimirai.html	(公財)横浜企業経営支援財団 TEL:045-225-3733 FAX:045-225-3738

<川崎市>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
川崎市知的財産マッチング事業	大企業や研究機関に蓄積されている開放特許等を中小企業に紹介し、新製品開発等を支援。 http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017805.html https://www.kawasaki-net.ne.jp/chitekizaisan/	川崎市経済労働局経営支援課 TEL:044-200-2324 (公財)川崎市産業振興財団 新産業振興課 TEL:044-548-4164

<山北町>

支援の名称	支援の概要	問合せ先
「やまきたブランド」認定事業	町内の地域資源を活用した商品(生産、製造、加工)を「やまきたブランド」に認定することで、町のイメージアップと産業振興を図り、町経済の活性化をめざす。 http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/000002758.html	山北町商工観光課 TEL:0465-75-3646

■ 施策例

「かながわ知的財産活用指針」の内容を踏まえ、県・県立産技総研が取り組む主な施策は次のとおりです。

1 研究開発の強化、技術創出の促進【知的財産の創造】

項目	内容
科学技術政策大綱に基づく科学技術活動の展開	「科学技術政策大綱—第6期—」施策例に準ずる
産業界、大学・研究機関の研究開発支援	大学等での研究開発成果を基に立ち上げたベンチャーへの開発支援(産業振興課)
	中小企業等が参加する共同研究開発へ結びつける場を提供する、オープンラボの展開(県立産技総研)
	大学等の研究成果と中小企業等による製品開発を結ぶ「橋渡し」を効果的に行うための、大学等の研究シーズと中小企業等の開発ニーズの双方からの研究開発(県立産技総研)
	神奈川産業振興センター等と連携した、県内中小企業に対する技術と経営の総合支援の実施(県立産技総研)
	生活支援ロボット等の共同研究開発を促進(県立産技総研)
県試等による研究開発	政策推進受託研究事業(県試験研究機関)
	地域資源活用研究事業(県試験研究機関)
	重点実用化研究事業(県試験研究機関)
	シーズ探求型研究推進事業(県試験研究機関)
	産業界や社会全体に有用な基盤技術を生み出すための公募による開放型の研究プロジェクトの推進(県立産技総研)
	世界最先端の研究を行っている国立研究開発法人与県試験研究機関等との共同研究等の推進(総合政策課、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、水産技術センター)

2 創出した技術の保護【知的財産の保護】

項目	内容
産業界の知財の保護に対する支援	特許活用情報の普及・啓発のための関係各機関との連携セミナー等の開催や特許流通・技術移転等に関する相談・アドバイス等による中小企業の知的財産活用の促進(県立産技総研)
	知的財産関係の資料や科学技術関係の文献・データベースの提供、相談事業、講演会等を通じたものづくり技術の支援(川崎図書館)
県試等の知的財産の保護	県試験研究機関等の研究活動による知的財産の創出及び活用の促進(総合政策課、県立産技総研)
	専門的人材の活用等による県試等の研究成果の戦略的保護・活用(総合政策課)
権利侵害対策	育成者権の権利侵害への対応(農政課、総合政策課)

3 創出した技術の活用【知的財産の活用】

項目	内容
産業界の研究開発成果の事業化支援	県内中小企業等に対する製品化・商品化支援(県試験研究機関等)
	IoTに関する開発、検証環境の提供や3Dプリンター等を活用した支援(県立産技総研)
	HEMSや水素・燃料電池関連分野の技術・製品開発の促進(エネルギー課)
	規制緩和をはじめとした、3つの特区の活用による事業の推進(ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)
	生活支援ロボットの実証実験等による実用化の促進(県立産技総研、産業振興課)
	生活支援ロボットのデザイン面から商品化を促進する総合的なものづくり支援(県立産技総研)
産業界、大学等が保有する知的財産活用に対する支援	神奈川版オープンイノベーション等による、大学・大企業等と中小企業間の技術移転・活用等のコーディネート推進(県立産技総研)
	「神奈川R&Dネットワーク構想」に基づいたオープンイノベーションのための技術連携の促進(県立産技総研、産業振興課)
	特許活用情報の普及・啓発のための関係各機関との連携セミナー等の開催や特許流通・技術移転等に関する相談・アドバイス等による中小企業の知的財産活用の促進(県立産技総研)【再掲】
	知的財産関係の資料や科学技術関係の文献・データベースの提供、相談事業、講演会等を通じたものづくり技術の支援(川崎図書館)【再掲】

国際標準化等への対応	中小企業等からの多様な試験計測や分析等のニーズに対応するための、国際規格・国内規格に準拠した品質の高いサービスや、オーダーメイド試験の迅速な実施(県立産技総研)
	国際評価技術センターとして、研究成果を活用した新技術の性能評価や認証基準に係る取組みの推進(県立産技総研)
	化学物質等の安全性評価法の確立と国際標準化(衛生研究所)
県試等の知的財産の活用	専門的人材の活用等による県試等の研究成果の戦略的保護・活用(総合政策課)
研究開発成果の情報発信	施設公開、成果発表会、対話型の活動成果の紹介及びホームページや成果資料集等を通じた積極的な情報の発信(県試験研究機関等)
	ロボットの体験機会の提供や「さがみロボット産業特区」の活動成果の発信等による生活支援ロボットの普及・導入促進(産業振興課)
	県民が利用しやすくわかりやすい情報発信及び県民との協働活動等の推進(県試験研究機関)

4 地域資源の活用、ブランド化支援【知的財産の活用(高付加価値化)】

項目	内容
産業創出を目的としたブランド化	商標権を活用したME-BYO BRAND認定制度(ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)
地域資源を活用したブランドの構築	県産品ブランド推進事業(農政課)
	「中小企業地域資源活用プログラム」の活用支援(中小企業支援課)
	かながわらしい地産地消を推進するための技術開発(農業技術センター)
	かながわ特産品の有利販売を推進する技術開発(農業技術センター)
デザイン支援・ブランド戦略	技術・デザイン・経営面における県内企業の自社ブランド確立の総合的支援(県立産技総研)
	組織的な生産体制に基づき、品質・生産量並びに供給体制の向上・安定を目指すことによる県内産農林水産物のブランド戦略の実施(水産技術センター)

5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

項目	内容
研究開発拠点の集積促進	「セレクト神奈川100」による企業誘致の促進(企業誘致・国際ビジネス課)
	規制緩和をはじめとした、3つの特区の活用による事業の推進(ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)【再掲】
	地域活性化総合特区における生活支援ロボットの実用化促進及び関連産業の集積促進(産業振興課)
	異なる先進分野が融合する研究プロジェクトの推進及び研究設備の共同利用等の支援(ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)
	「ライフイノベーションセンター」を核とした再生・細胞医療分野の産業化促進事業の推進(ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)
	生活支援ロボットの実証実験等による実用化の促進(県立産技総研、産業振興課)【再掲】
産学公金ネットワークの構築	「神奈川R&Dネットワーク構想」に基づいたオープンイノベーションのための技術連携の促進(県立産技総研、産業振興課)【再掲】
	県内大学が中心となって推進する「かながわ産学公連携推進協議会」との連携(県立産技総研)
	県内大学等との包括連携協定の活用及び共同研究・人材育成の促進(県試験研究機関等)
	金融機関やファンドとの連携による中小企業・小規模企業等への支援(県立産技総研、産業振興課)
知的財産を担う人材の育成	優れた技術及び製品に対する表彰(産業振興課)
	県職員に対する知財研修の受講支援(総合政策課)
	県職員に対する知財研修の実施(総合政策課)
	かながわシニア起業スクールの実施(中小企業支援課)
	大学と連携した起業家教育の推進(産業振興課)
	特許活用情報の普及・啓発のための関係各機関との連携セミナー等の開催や特許流通・技術移転等に関する相談・アドバイス等による中小企業の知的財産活用の促進(県立産技総研)【再掲】
	知的財産関係の資料や科学技術関係の文献・データベースの提供、相談事業、講演会等を通じたものづくり技術の支援(川崎図書館)【再掲】

神奈川県のある知的財産の活用促進に関する基本的な考え方について

総合政策課

「かながわ知的財産活用指針」（平成30年3月改定）に基づき、知的財産を地域づくりに生かすため、神奈川県職員（以下「職員」という。）が行った発明、考案、意匠の創作及び品種の育成（以下「発明等」という。）並びに特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権（以下「特許権等」という。）の取扱い及び運用等に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

県は、この考え方に基づき、県有知的財産の多様な活用促進を図り、神奈川の産業・経済の一層の発展と豊かな県民生活の実現に寄与し、神奈川の新たな魅力の創出につながることを目指す。

1 発明等を行う意義

職員が行う研究活動等は、研究活動そのものを目的とするのではなく、地域課題の解決や地域経済への貢献等の行政目的を達成するために必要な活動として行うものである。

よって、県は、その活動から創出される発明等の意義を、県が推進する施策等に貢献し、様々な行政課題を解決するためのものと捉える。

2 発明等を創出する研究活動の評価

発明等を創出する研究活動は、現在の行政課題を解決する活動であると同時に、潜在する行政課題の解決に向けた新たな試みである。県は、このような研究活動を推奨し、その成果が新しい行政課題に対する先導的な施策の展開につながっていくような取組みに努めるものとする。

よって、県は、研究活動の評価にあたって、発明等の権利化のほか、論文等による成果の公表及び標準化の推進（技術の普及、安全性確保又は環境保護等のためのルールづくり）など研究活動を通じた様々な地域への貢献を十分考慮するものとする。

3 発明等の権利化

職員の研究活動の成果は、広く県民が活用できるよう促すことが重要であり、発明等の権利化は、そのための有用な手段の1つである。

よって、県は、職員が行った発明等について、より効果的な活用が図られるよう留意しながら、その権利化を円滑に行うよう努めるものとする。

なお、職員の研究活動の成果は、権利化を目標とするのではなく、あくまで研究成果の性質や市場動向、地域ニーズ等を勘案して、権利化の可否やその手法等の適切な判断が重要である。

4 特許権等の帰属と発明者への補償

職員の研究活動は、様々な公的負担を伴って行われている。

よって、職員が職務上の発明等により創出した特許等を受ける権利は、特許法第35条（職務発明）の趣旨に従い「神奈川県職員の勤務発明等に関する規則」（昭和35年9月30日規則76号）に基づき、原則県が権利を承継する。また、大学や企業等と共同で研究活動等を行った場合も、職員が受ける持分について同様の取扱いとする。

ただし、県は、県が承継した発明等が権利化したとき及び特許権等の運用又は処分による収入を得たときは、同規則に基づき、発明者に対して補償金を支払うものとする。

5 特許権等の適切な管理

県が所有する特許権等は、県が発明者から承継した財産であり、適切な管理の下に維持することが必要である。一方、権利維持に必要な経費は、年を経るに伴い増大する。

よって、県は、特許権等の保有について、権利取得後原則3年を経過したものを対象とし、県有財産の活用と経費負担の両側面から定期的に検証を行うものとする。

6 特許権等の実施許諾

県が所有する特許権等は、実施許諾等を通じて、多様な形で地域に貢献又は還元されることが重要である。

よって、県は、情報提供や外部機関の活用等に努め、特許権等が広く活用されるよう実施許諾を推進するものとする。

7 企業等と共有する特許権等の取扱い

県が所有する特許権等は、広く活用されることが重要である一方、企業等と共有する場合は、産業政策上の観点も考慮することが必要である。

よって、共有する企業等が独占的实施を希望する場合は、県は、特許権等の取得・維持経費等を当該企業等が負担することを条件に、独占的实施を認めることができるものとする。

また、共有者が実施等を行う場合、県は、特許権等を自ら実施しないことを明示した上で、県が定める実施料等（不実施補償）の支払いを求めるものとする。

8 共有特許権等の外国出願の取扱い

共有者が、共有特許権等に係る発明等の外国出願を希望する場合、県は、当該共有者が経費を負担し、かつ争訟等に対応することを条件に、外国における特許等を受ける権利を譲渡することができるものとする。

9 特許権等の活用促進

特許権等は、その実施許諾のみで活用が実現できるものばかりではない。

よって、県は、県有特許権等の着実な活用を図るため、実施許諾機関や共同出願機関等への技術支援や情報提供等に努めるものとする。

また、特許権等は、県の活動を支える基盤としても有用であり、特許権等を媒介とする産学公連携活動の推進や外部資源の獲得など、その多様な活用を推進するものとする。

なお、維持・管理費用や市場動向、地域経済への貢献等、様々な面から総合的に判断し、売却や処分を行うことも特許権等の活用に含まれるものとする。

10 公的機関としての特色を生かした連携・協働活動の推進

県有知的財産の活用により、神奈川の産業・経済の一層の発展と豊かな県民生活を実現するためには、多様な活動主体との連携・協働が重要である。

よって、県は、そのための仕組みづくりを進め、公的機関としての特色を生かしながら、多様な活動主体との連携・協働を推進するものとする。

11 職員の研究成果の情報発信

安全・安心に関する取組みなど、県民生活の質の向上につながるような職員の研究活動の成果や蓄積データについては、広く県民に公開する等により活用を促すことも重要である。なお、情報を公開する際は、閲覧者の誤解を招くことがないように、分かりやすい公開やレクチャーをする等の留意が必要である。

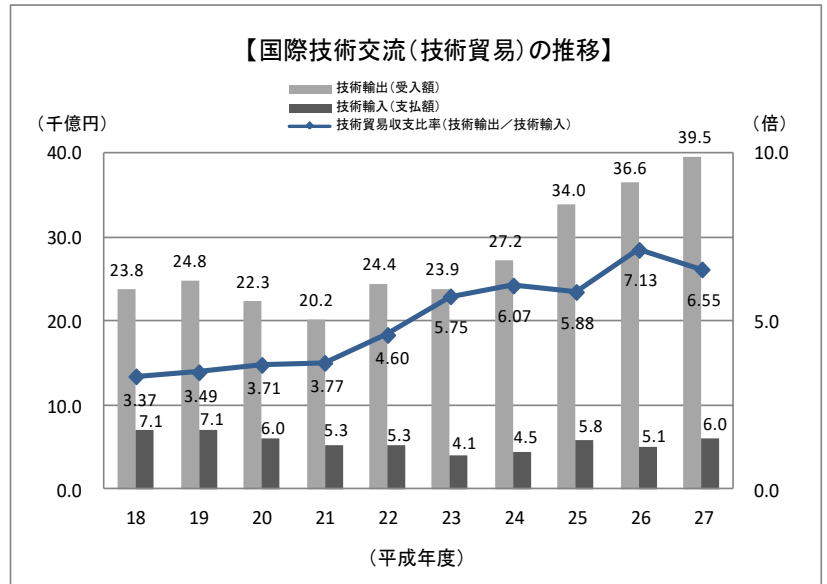
(以上)

■ データ集

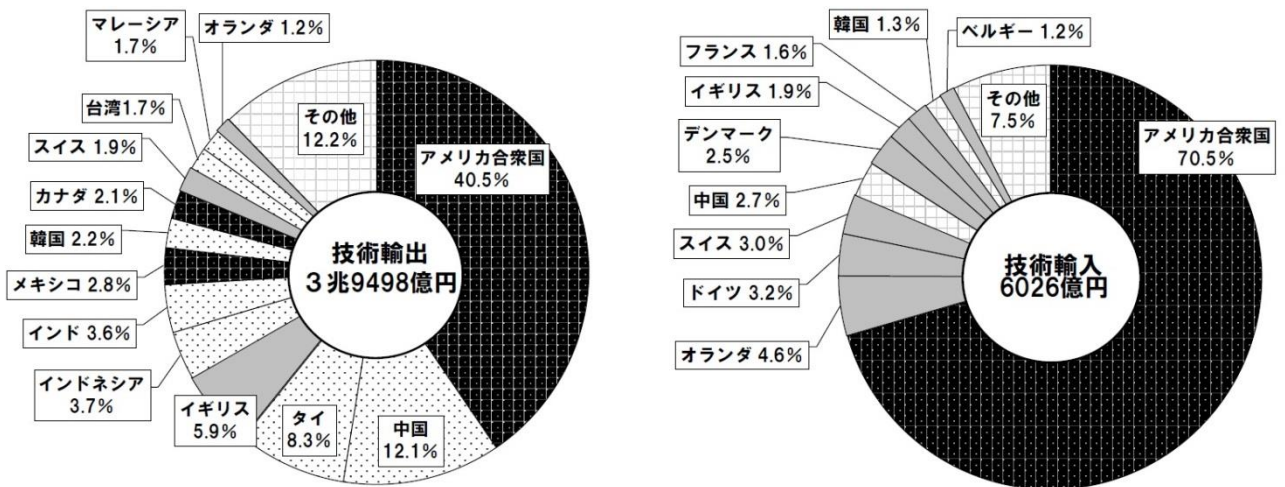
1 日本の国際技術交流（技術貿易）

平成 27 年度の技術輸出による受取額は 3 兆 9,498 億円、技術輸入による支払額は 6,026 億円で、ともに前年度より増加している。

また、技術貿易額を相手国別にみると、受取額、支払額共にアメリカ合衆国が最も多くなっている。



【主な国別国際技術交流（技術貿易）（平成 27 年度）】

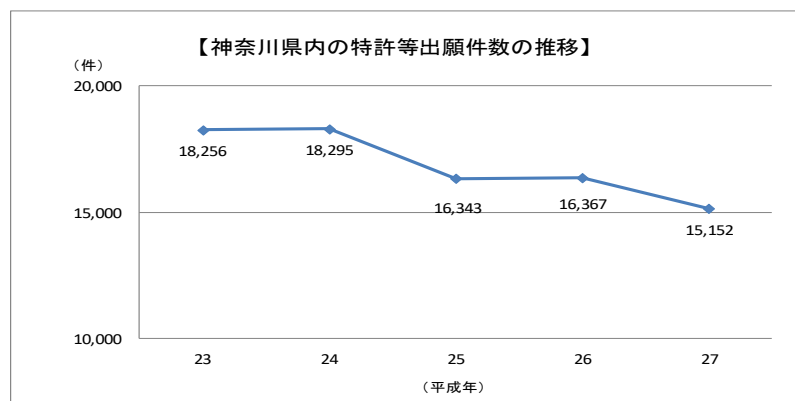
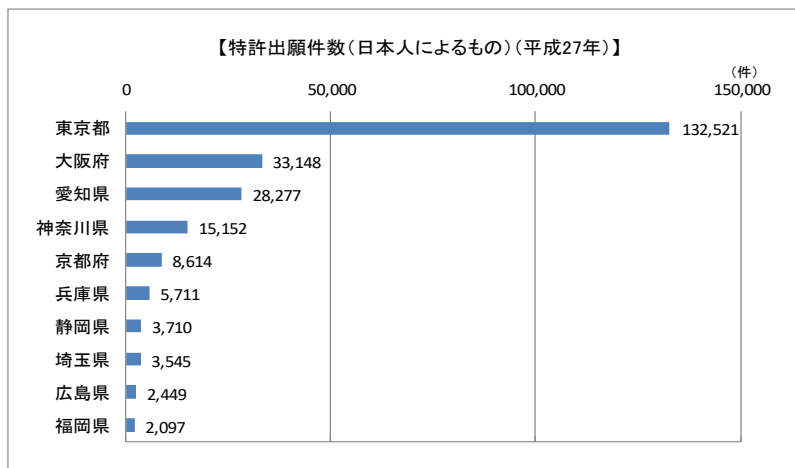


(出典：総務省統計局 平成28年科学技術研究調査 結果)

技術貿易：科学技術に関する研究開発活動を通して生まれる特許、実用新案、技術上のノウハウについて、企業等が自ら利用する以外に、権利譲渡・実施許諾という形で国際的に取引しているものをいう。

2 本県の特許出願件数 (日本人によるもの)

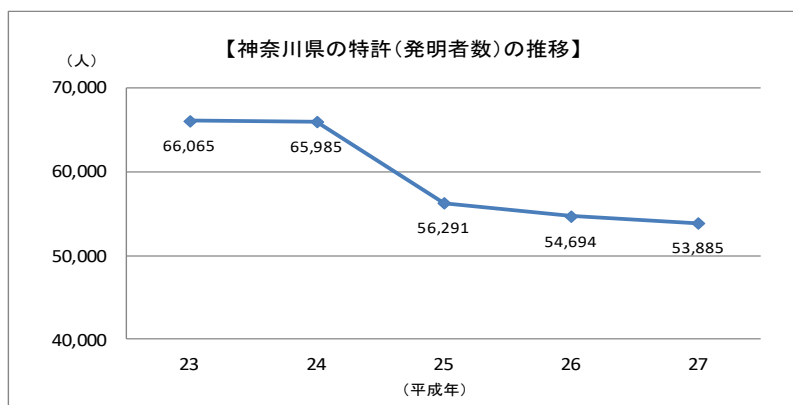
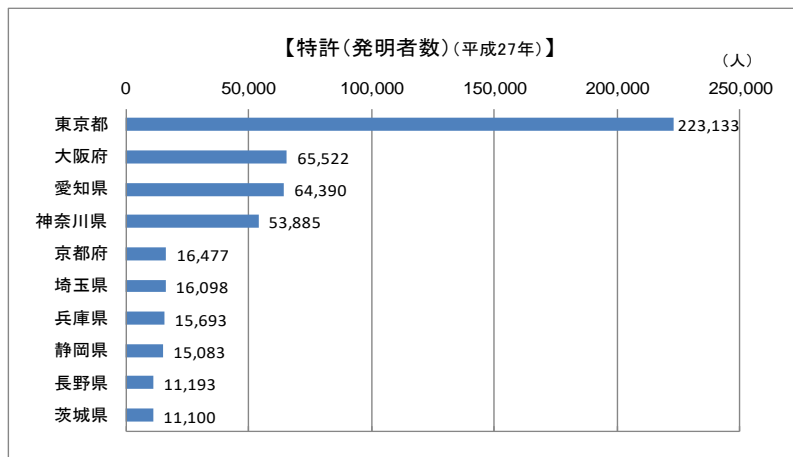
平成27年の神奈川県内の特許出願件数は1万5,152件であり、東京都、大阪府、愛知県に次いで、全国第4位である。



(出典：特許庁 特許行政年次報告書2016年版〈統計・資料編〉)

3 本県の発明者数

平成27年の全国の特許(発明者数)は63万7,109人で、神奈川県は5万3,885人で、東京都、大阪府、愛知県に次いで、全国第4位である。

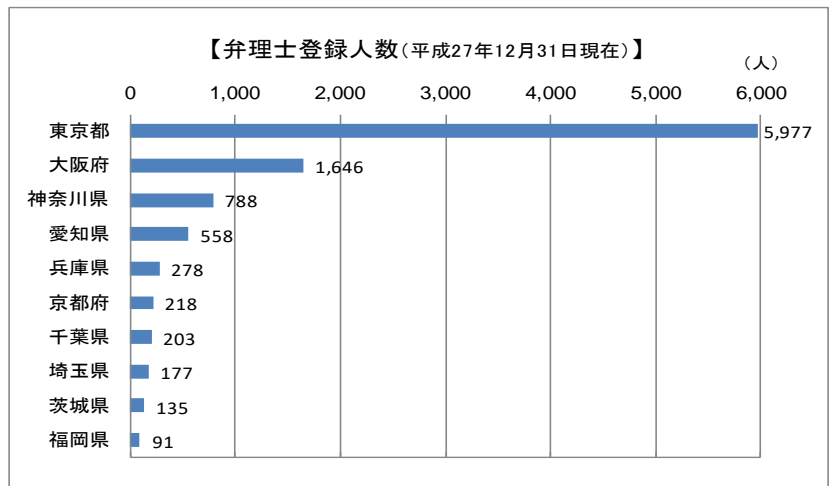


(出典：特許庁 特許行政年次報告書2016年版〈統計・資料編〉)

4 本県の弁理士登録人数

平成 27 年 12 月 31 日現在、全国の弁理士登録人数は 1 万 890 人であり、神奈川県は 788 人で、東京都、大阪府に次いで、全国第 3 位である。

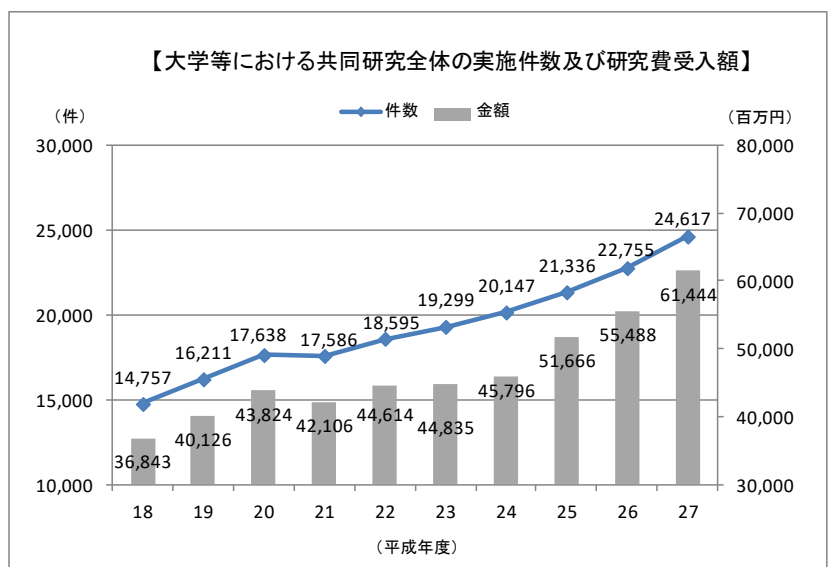
また、全国の特許業務法人数は同日現在、232 法人となっている。



(出典：特許庁 特許行政年次報告書2016年版〈統計・資料編〉)

5 日本の大学等における共同研究

大学等における共同研究全体の実施件数及び研究費受入額は増加傾向にある。

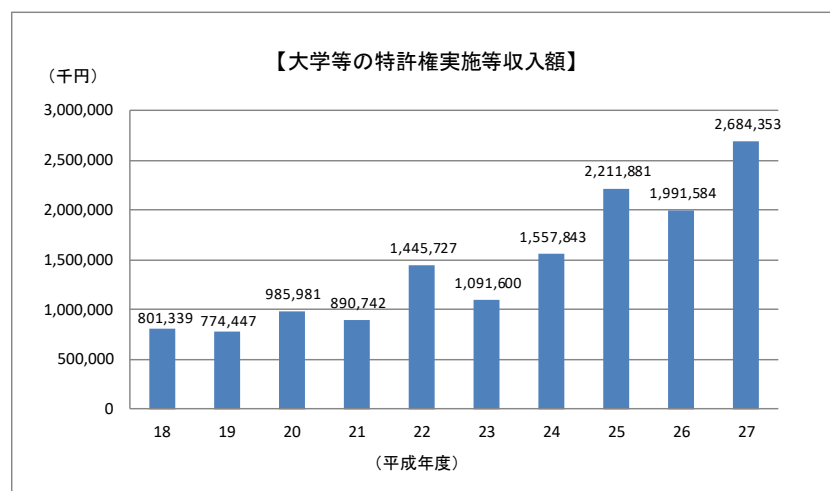


(出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」)

〔大学等：国公立大学（短期大学を含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関をいう。〕

6 日本の大学等の特許権実施等収入額

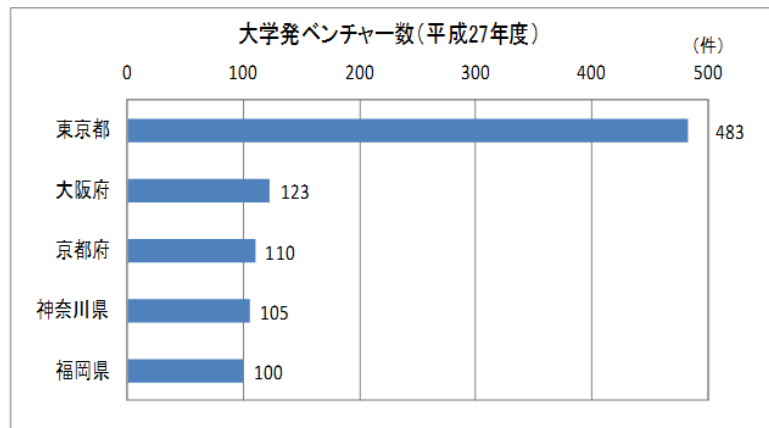
大学等の特許権実施等収入額は増加傾向にある。



(出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」)

7 本県の大学発ベンチャー

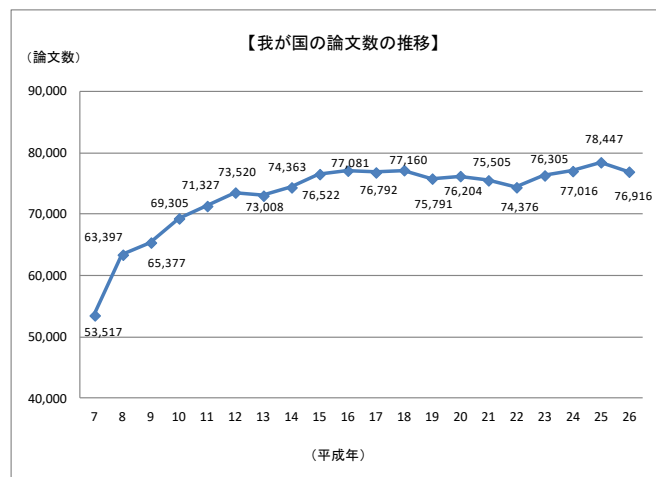
平成27年度調査において把握された大学発ベンチャーの総数のうち神奈川県は105社であり、全国第4位である。



(出典：経済産業省 平成27年度産業技術調査事業(大学発ベンチャーの成長要因施策に関する実態調査))

8 日本の論文数の推移

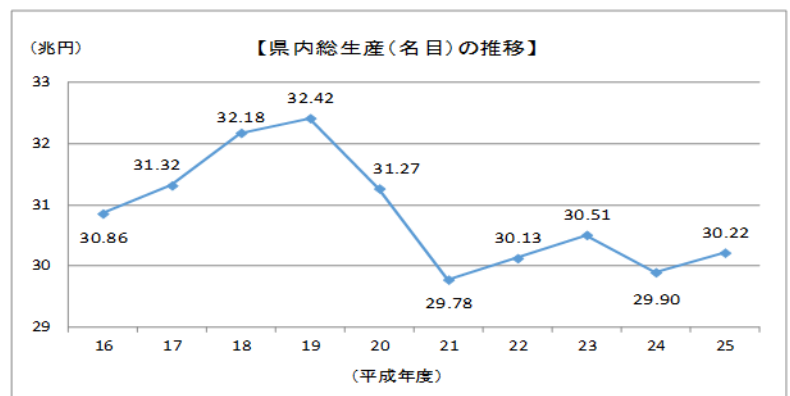
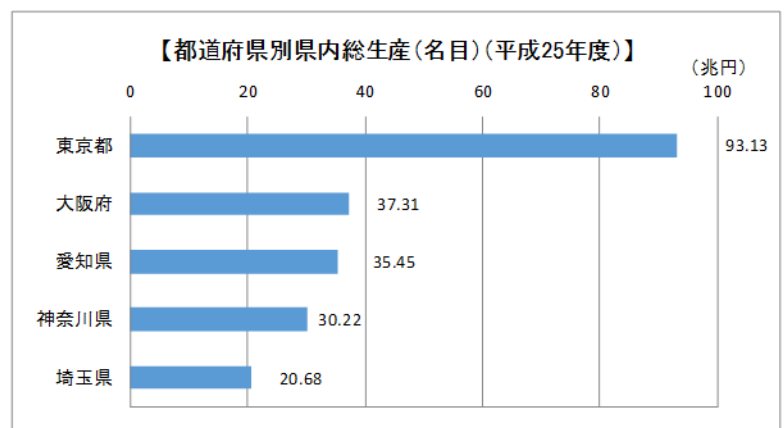
我が国の論文数は、増加していたが、近年は横ばい傾向にある。



(出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2016」)

9 県内総生産

平成25年度の神奈川県の県内総生産は30兆2,190億円であり、全国第4位である。

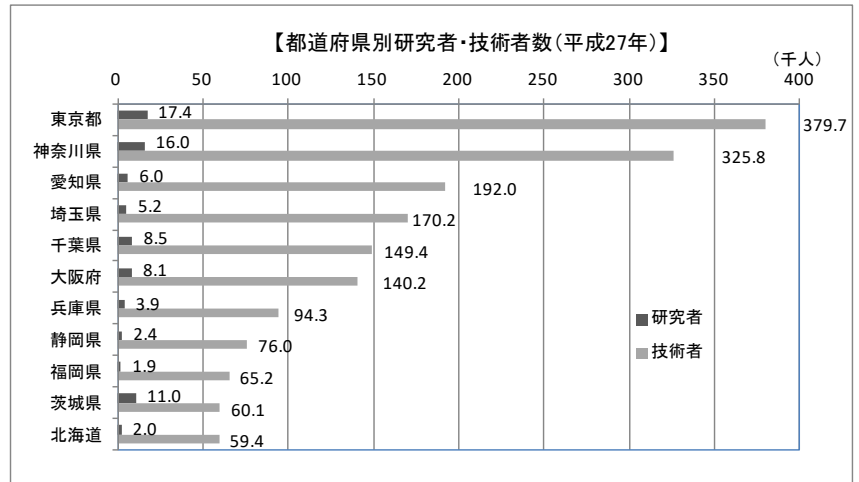


(出典：内閣府 県民経済計算)

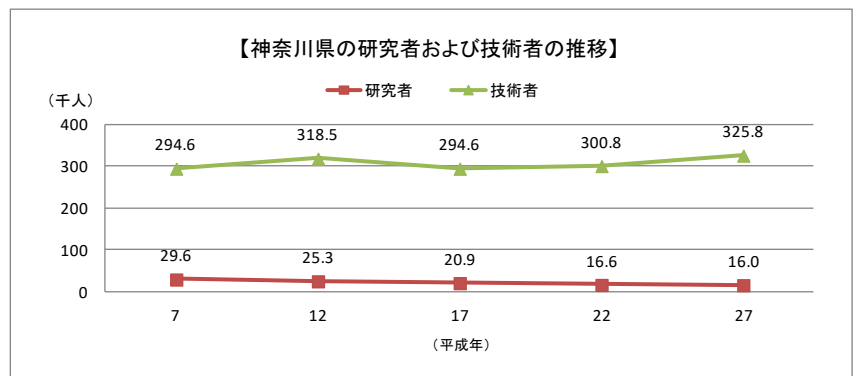
10 県内居住の研究者・技術者数

平成 27 年の神奈川県に居住する研究者は 1 万 6,000 人、技術者は 32 万 5,800 人であり、研究者、技術者ともに東京都に次いで全国第 2 位である。

また、前回調査(平成 22 年)と比べると、研究者数は 600 人減少しており、技術者は 2 万 5,000 人増加している。



(出典：総務省統計局 平成 27 年国勢調査抽出速報集計)



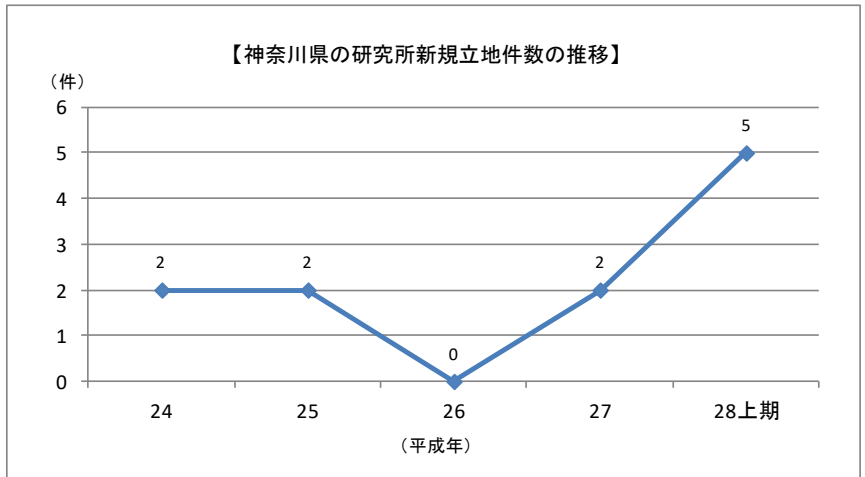
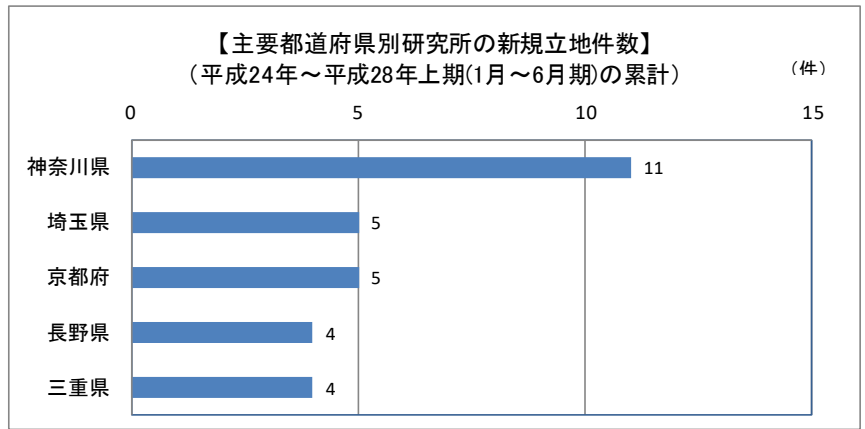
(出典：総務省統計局 国勢調査) ※H27 は速報値

研究者：研究所等の研究施設において専門的、科学的な業務に従事する者をいう。自然科学系研究者と人文科学系研究者に分類される。ただし、大学附属研究所などの研究者のうち、講座を有するものは〔教員〕に分類される。

技術者：専門的、科学的知識と手段を生産に応用し、生産における企画、管理、監督、研究などの科学的、技術的な仕事に従事する者をいう。

11 本県の研究所の新規立地件数
(平成24年～28年上期の累計)

平成24年から28年上期(1月～6月期)までの、研究所の新規立地件数をみると、神奈川県は11件であり、全国第1位である。

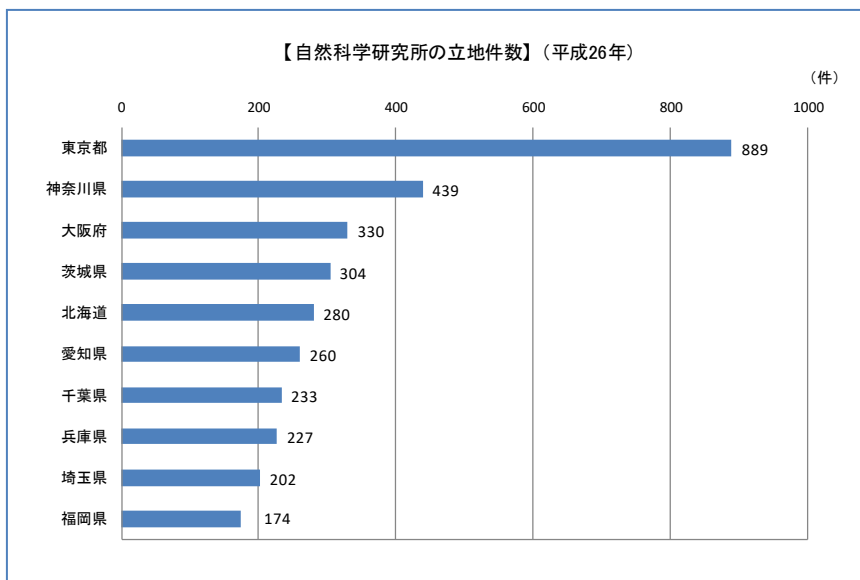


(出典：経済産業省 平成28年上期(1月～6月期)における工場立地動向調査について(速報))

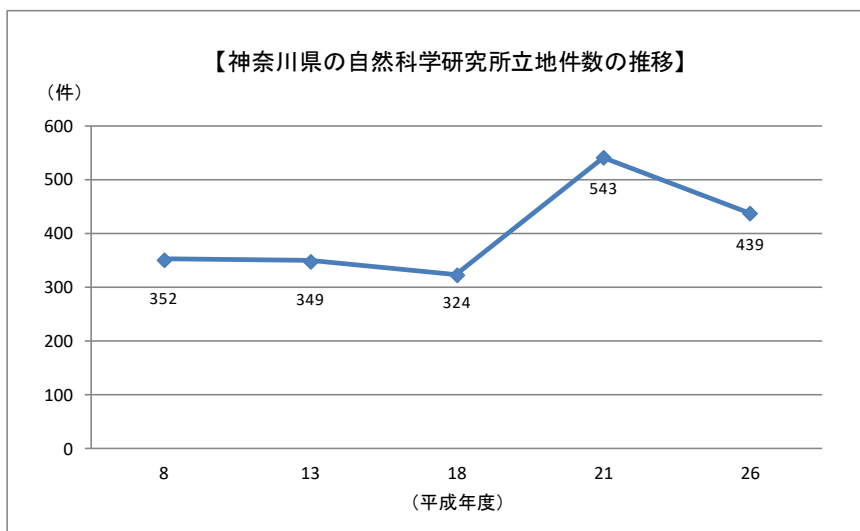
(注) 1,000m²以上の用地を取得した事業者を対象にした調査で、工場敷地内に研究開発機能を付設した場合を除いている。

12 本県の自然科学研究所の立地件数

平成 26 年の自然科学研究所の立地件数をみると、神奈川県は 439 件であり、東京都に次いで全国第 2 位である。



（出典：総務省統計局 平成 26 年経済センサス基礎調査）

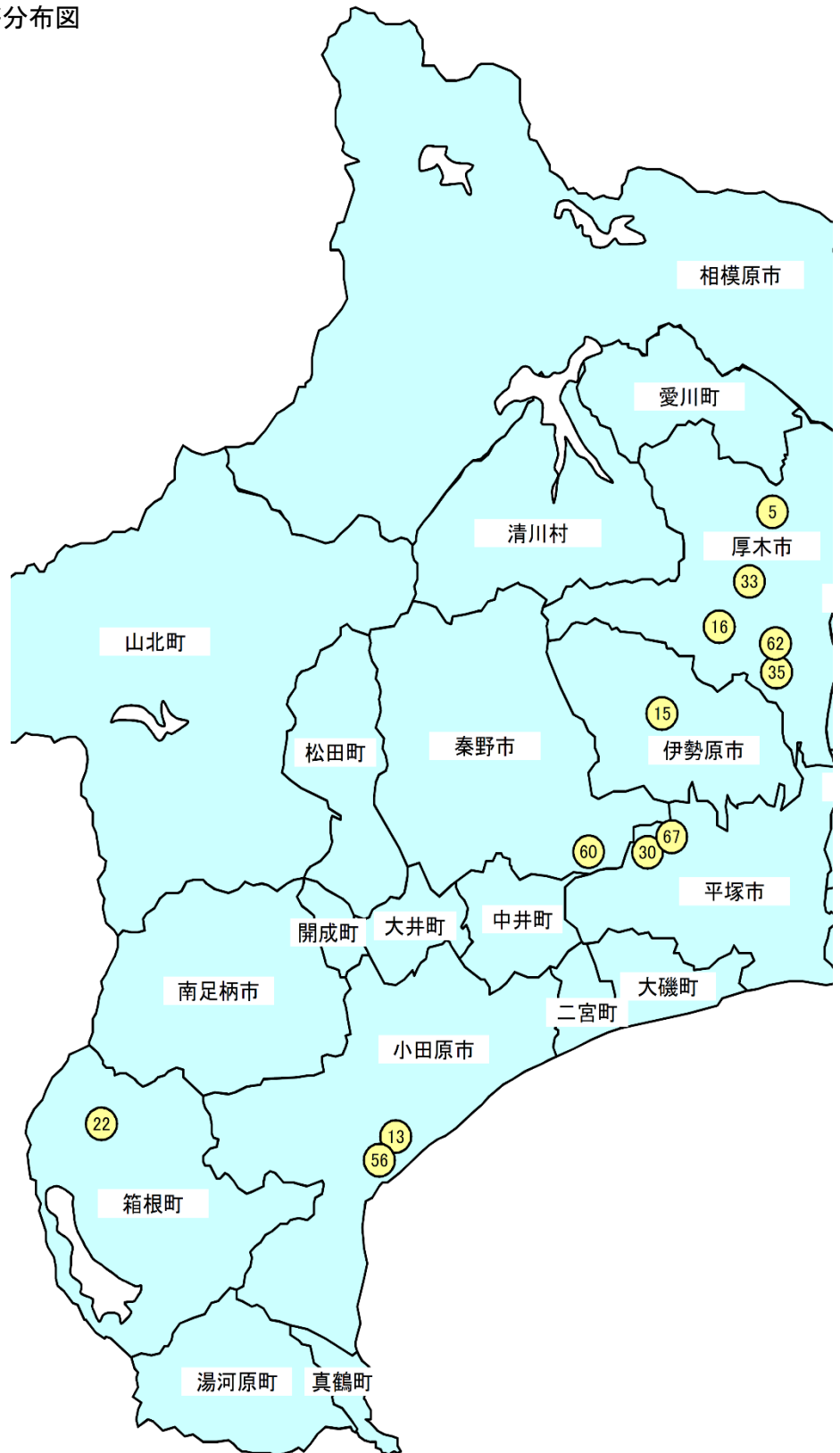


（出典：総務省統計局 平成 8 年・13 年・18 年事業所・企業統計調査
総務省統計局 平成 21 年・26 年経済センサス基礎調査）

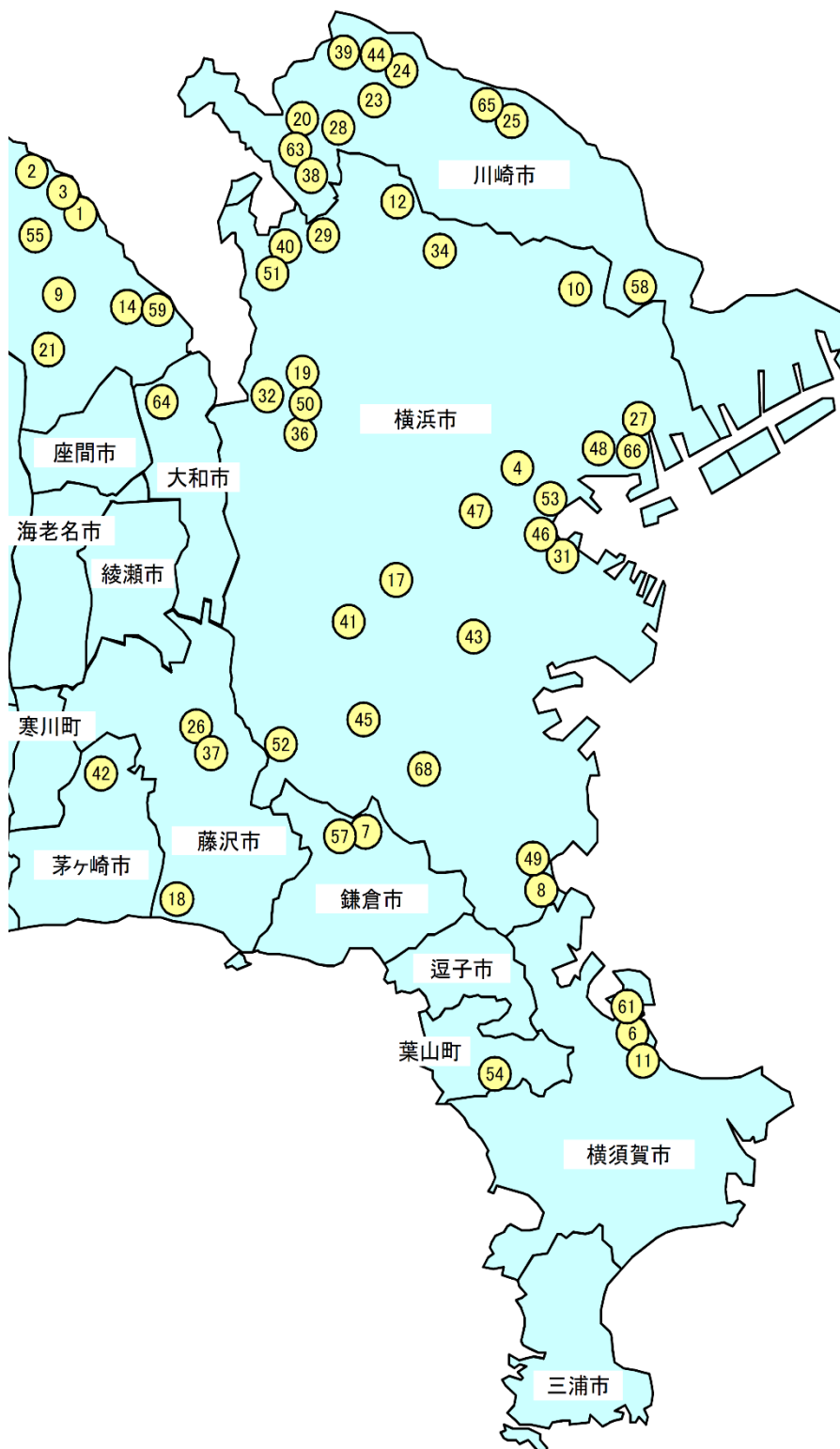
自然科学研究所：学術・開発研究機関の件数から人文・社会科学研究所を除いたもの。

13 本県の大学・短期大学等分布図

大学・大学院	
1	青山学院大学
2	麻布大学
3	桜美林大学
4	神奈川大学
5	神奈川工科大学
6	神奈川歯科大学
7	鎌倉女子大学
8	関東学院大学
9	北里大学
10	慶應義塾大学
11	県立保健福祉大学
12	國學院大學
13	国際医療福祉大学
14	相模女子大学
15	産業能率大学
16	松蔭大学
17	湘南医療大学
18	湘南工科大学
19	昭和大学
20	昭和音楽大学
21	女子美術大学
22	星槎大学
23	聖マリアンナ医科大学
24	専修大学
25	洗足学園音楽大学
26	多摩大学
27	鶴見大学
28	田園調布学園大学
29	桐蔭横浜大学
30	東海大学
31	東京藝術大学
32	東京工業大学
33	東京工芸大学
34	東京都市大学
35	東京農業大学
36	東洋英和女学院大学
37	日本大学



※県内に複数の校舎がある場合、本部がある1箇所のみを、本部が県外にある場合、学生数が多い1箇所のみを掲載しています。



大学・大学院	
38	日本映画大学
39	日本女子大学
40	日本体育大学
41	フェリス女学院大学
42	文教大学
43	放送大学
44	明治大学
45	明治学院大学
46	八洲学園大学
47	横浜国立大学
48	横浜商科大学
49	横浜市立大学
50	横浜創英大学
51	横浜美術大学
52	横浜薬科大学
53	情報セキュリティ大学院大学
54	総合研究大学院大学

短期大学	
55	和泉短期大学
56	小田原短期大学
57	鎌倉女子大学短期大学部
58	川崎市立看護短期大学
59	相模女子大学短期大学部
60	上智大学短期大学部
61	神奈川歯科大学短期大学部
62	湘北短期大学
63	昭和音楽大学短期大学部
64	聖セシリア女子短期大学
65	洗足こども短期大学
66	鶴見大学短期大学部
67	東海大学医療技術短期大学
68	横浜女子短期大学

(平成 29 年 9 月 6 日現在)